

館籍書		
	173	
	8	
	238	
一册	五號	一
		架

通俗

帝

國

憲

法

註

釋

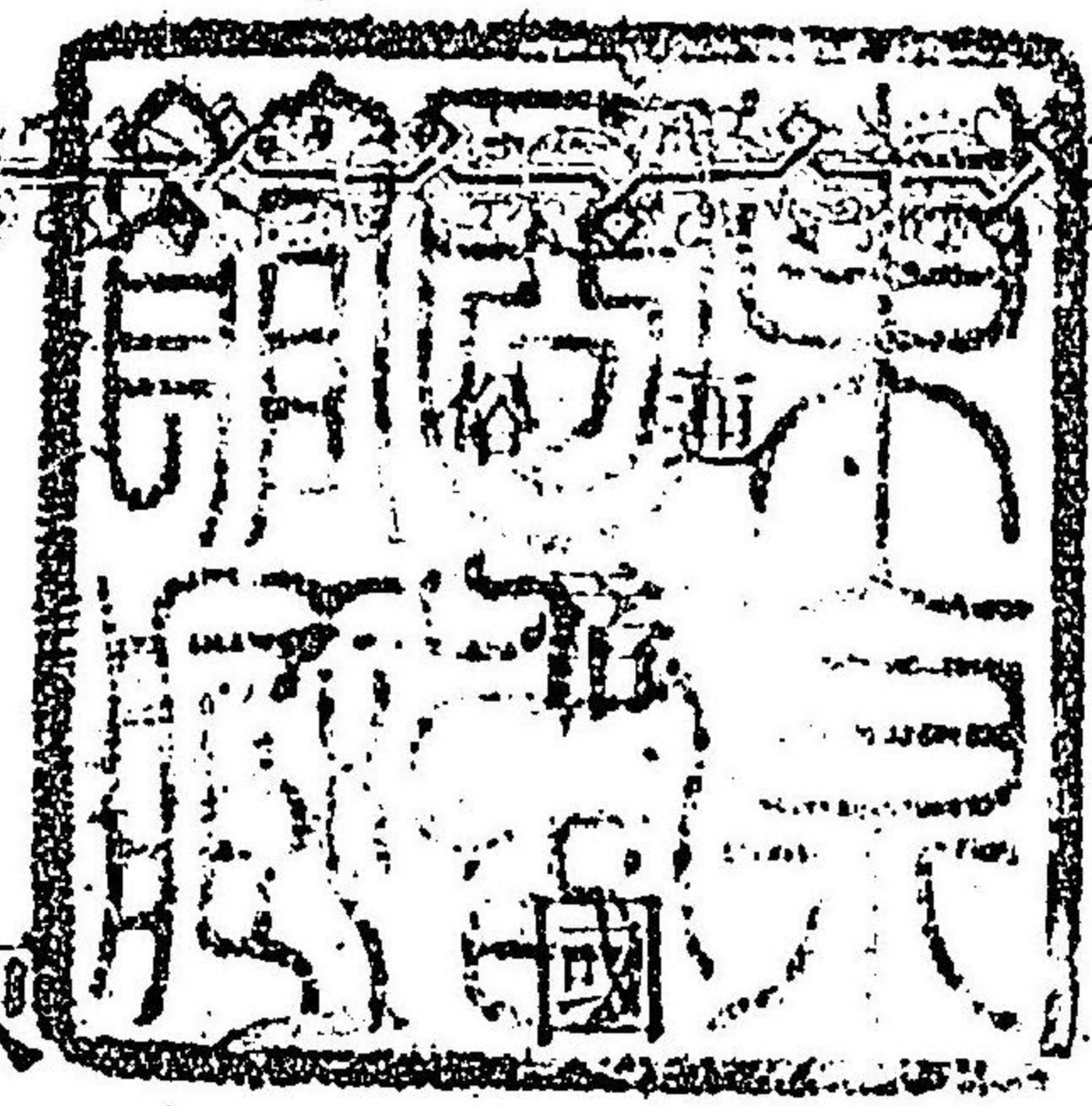
全

三崎龜之助氏序

準多氏著

東京 幸玉堂發行

No. 15746



法學士三崎龜之助氏序
增田隼多氏著

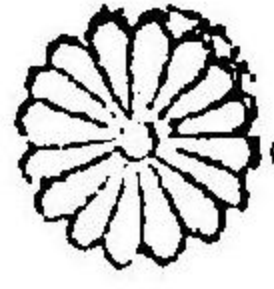


憲法註釋全

東京 幸玉堂發行







告 文

皇 朕
レ 謹
ミ 畏
ミ

皇 祖

皇 宗
ノ 神 靈
ニ 詔
ケ 白
サ ク 皇 朕
レ 天 壤 無 究
ノ 宏 謨
ニ 循
ヒ 惟 神
ノ 寶 祚
ヲ 承 繼
シ 舊 圖
ヲ 保 持
シ テ 敢
テ 失 墜
ス ル コ ト 無
シ 願
ミ ル ニ 世 局
ノ 進 運
ニ 膺
リ 人 文
ノ 發 達
ニ 隨
ヒ 宜
ク

皇 祖

皇 祖
ノ 遺 訓
ヲ 明 徵
コ シ 典 憲
ヲ 成 立
ル 條 章
ヲ 昭 示
シ 內 外
ヲ 子 孫
ノ 率 由
ス ル 所
ト 爲
シ 外 外
以 テ 臣 民
翼 贊
ノ 道
を 廣 々
永 遠
ニ 遵 行
セ シ メ 益 々
國 家
ノ 不 基
ヲ 鞏 固
シ 八 州
民 生
ノ 慶 福
ヲ 增 進
ス ヘ シ 茲
ニ 皇 室 典 範
及 憲 法
ヲ 制 定
ス 惟
フ ニ 此
レ 皆

皇 祖

皇 宗
ノ 後 裔
ニ 貽
シ タ マ ハ ル 統 治
ノ 洪 範
ヲ 紹 述
ス ル ニ 外
ナ ラ ス 而
シ テ 朕
カ 躬
ニ 逮
テ 時

ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚籍スルニ由ラサルハ無シ皇朕ノ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此憲章ヲ履行シテ德ヲサマ
ムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミテ

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ
現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス 惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民
祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗
ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡
ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ則チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルチ回想シ其ノ朕カ
意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖
宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルチ疑ハ
サルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ則チ朕カ祖宗ノ

惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシ
 ノシコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セシコトヲ望ミ乃チ明
 治十四年十月十四日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後
 嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム
 國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ宗祖ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナル朕及朕カ子孫ハ將
 來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安
 全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享付ヲ完全ナラシムヘ
 キコトヲ宣告ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此カ憲法ヲシテ有効
 ナラシムルノ期トスヘシ將來若シ此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ク
 見ルニ至リ之ヲ朕及朕カ繼續の子孫は發議の權を執リ之を議會ニ附シ議會ハ此ノ憲
 法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミル

ヲ得サルヘシ
 朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲メニ此ノ憲法ヲ施行するの責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ
 臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順の義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年

二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵 黑田清隆
- 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
- 外務大臣 伯爵 大隈重信
- 海軍大臣 伯爵 西郷從道
- 農商務大臣 伯爵 井上馨

司法大臣 伯爵山田顯義

兼內務大臣 伯爵松方正義

陸軍大臣 伯爵大山 巖

文部大臣 子爵森 有禮

遞信大臣 子爵榎本武揚

通 俗 帝 國 憲 法 註 釋 序

大日本帝國憲法七章七十有六條ハ今茲明治廿二年二月十一日ノ
紀元大節ヲ以テ發布セラレタリ世ノ曠々タル者或ハ將ニ謂ハン
トス我カ帝國ノ憲法ハ此ノ法章アルニ始マルト其レ豈然ランヤ
蓋憲法ナルモノハ即建國ノ大本法ナリ太古人類ノ相聚合シテ國
其ノ國ノ成立創造セラレタルキハ所謂君主アリテ主治者ノ職分
權力ヲ實行シ臣民アリテ被治者ノ職分義務ヲ負擔セリ故ニ政府
ハ之ニ因ツテ成リ國体モ之ニ因ツテ定マル此レ即建國ノ始ニシ
テ而シテ大本法ハ自カラ其間ニ寓スルニ非スヤ是ノ大法ノ無カ
リセハ爭テカ國其國ヲ成シ政府其政府ヲ成シ臣民其臣民ヲ成ス

ト謂フヲ得ン然則我邦ノ大憲大法ハ 神祖 皇祖ノ此ノ豐葦原
ノ中ツ國ヲ統御マシメシテ大一統ノ洪業ヲ創始アラセラルタル
ノ日ニ於テ既ニ已ニ成立セリト謂フモ敢テ其ノ言ノ誣サルヲ信
スルナリ

其レ然リ是ヲ以テ我カ 先皇ハ是ノ大憲ニ遵由シテ極ニ登リ統
ヲ垂テ繼承授受敢テ之ヲ失墜シタマハス世ヲ歴ルノ久シキヤ自
カラ盛衰隆汙ノ變無キニ非スト雖我カ 皇統ハ万世一系ニシテ
天日ト與ニ窮リ罔ク斯ノ國ニ君臨マシメシテ臣民ヲ統治アラセ
ラル、ハ即チ我カ建國大本法ノ過去ニ於ケル實行ノ明徴ニ非ス
ヤ況ンヤ歷朝 天皇ノ斯民ヲ愛育撫養シタフニ深仁厚德ヲ以テ

シ而シテ臣民ノ斯君ニ懷服敬事スルニ忠實勇武ヲ以テスルカ如
キハ自カラ國憲ノ大法ヲ成セルモノ在ル有ルニ於テヲヤ然則
今皇ノ制定アラセラル憲法ハ先皇ノ遺緒ヲ演繹シタマヘ
ル者ト謂フテ可ナラン

雖然我カ今皇ハ大勢ノ趨ク所ヲ察シタマヒ將ニ立憲ノ制度ニ
依リテ斯國ヲ統治シ而シテ臣民ニ與フルニ參政協贊ノ權ヲ以テ
シ相輔ニ望ムニ行政輔翼ノ任ヲ以テシ君民協和ノ以テ我邦ノ康
福安寧ヲ扶持増進シタマハントヌ此レ亦百度ヲ一新スルハ宸
衷ニ出ツルナリ而シテ百世ノ後或ハ我カ先皇ノ大憲ヲ失墜セ
レテ恐ル乃チ是ノ法章ヲ治定シテ以テ我臣民ニ欽賜シタマヘリ

於是我カ 皇我カ民ノ共ニ遵奉率由スヘキ所ノ大本法ハ煥然ト
シテ火ヲ觀ルヨリモ明カナリ庶幾クハ是ノ法ノ永遠ニ行ハル
ヲ猶 先皇建國ヲ法ノ延テ今日ニ至ルマテ失墜セサルカ如クナ
ランコトヲ

頃者増田隼多君憲法註釋ヲ作ル平易簡明ノ文ヲ以テ是ノ 欽賜
憲法ヲ註釋セル者ナリ予其ノ世ヲ益スル蓋シ尠キニ非サルヲ知
ル増田君子ニ一言ヲ請フ乃々予ノ鄙考ヲ述ヘテ以テ緒言ニ代フ
ト云爾

明治廿二年三月一日

三崎龜之助述

帝國憲法註釋

增田隼多註釋

憲法の大意

憲法は政權の組織構成を示し政体の種類性質を定むるも此なるか故に三權の所在之れ
に依つて定まり君主臣民の關係之れに依つて知ることを得則ち法律制定の權力ハ何人の
掌握に存するや行政司法の權は如何なる方法順序を以て執行すべきや等の憲法中規
定すべき重要な條目なりとす又吾人臣民ハ政府に對し果して如何なる權利を有する
や又果して如何なる義務を負担せざる可らざるや等も一は憲法に明定する所あり然ら
ば憲法は一國統治の根本たる無上の大法と云ふべくして之れを民法刑法の如き支葉の
法律に比すれば其輕重日不同ふして語る可らず臣民の自由は憲法に依つて享有するを
得べく臣民の財産は憲法に依りて安全なるを得べし又臣民の義務と分根とハ憲法に依
つて知ることを得憲法の關する所夫れ斯の如し苟も立憲國臣民たるものは憲法の趣旨を

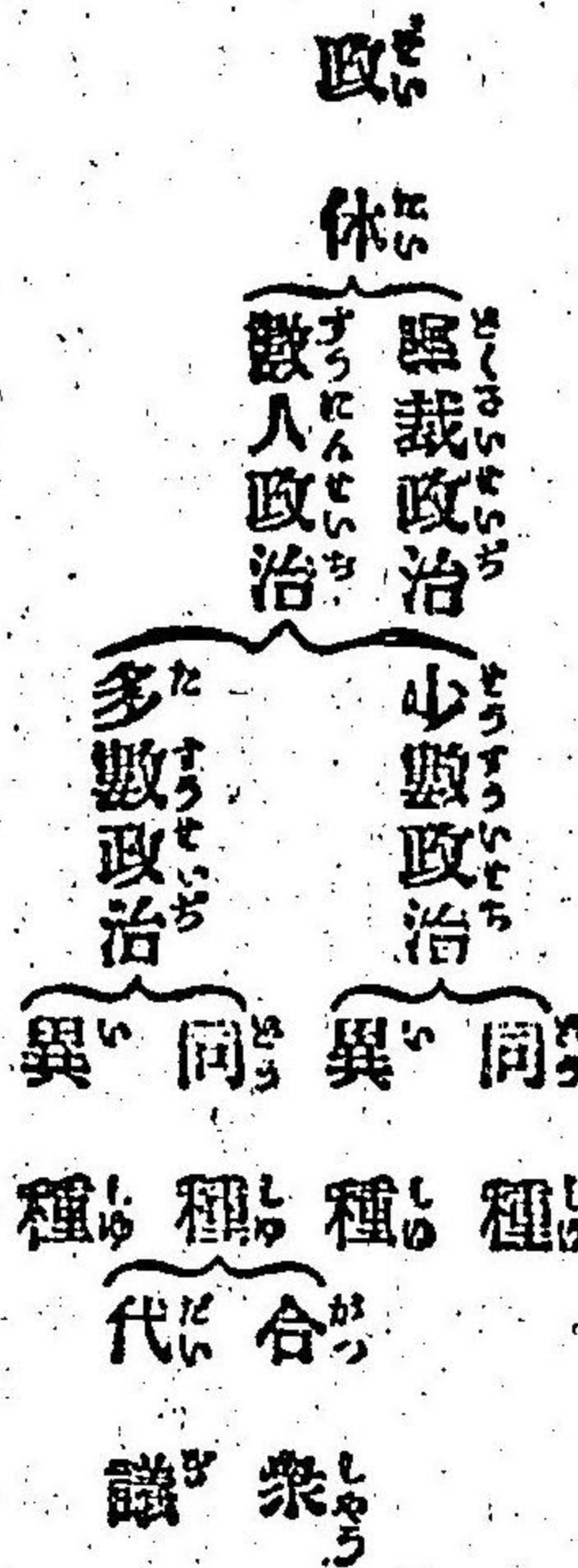
玩味奉職し法律の許す範圍に於て自由權利を享有すべく又一方は義務と分限とを忘却せず以て國家の進運を希むる可らず若し或は權利を誤り義務を違ふ如きならば立憲の美政を得て期す可らざるあり

譯んで惟るるは我朝聖文武天皇陛下は夙より立憲の政を慕ひ給ひ前古絶無の大憲を發して吾人臣民は參政の權利を許され又之れと同時に臣民の和衷協同は依り帝國は光榮を中外に宣揚すべきは聖旨を垂れ給へり吾人臣民たるもの此の盛時と此は恩旨に遭ふ宜しく大憲の旨趣を奉職し拮据黽勉以て國運の前歩に従事し深き陛下の宸慮に酬ひ奉らざして可あらん哉輕忽は憲法の條項を誤解し國家は大勢を紊るとわらば臣民の分限を違ふとのと云ふべし是吾輩が不肖なるを願す聊か憲法の解釋を試みて世上同感は士も願たんと欲する所以なり

以上は單に本書公刊の趣意は屬を是より進んで正條は解釋に入るべきなれど憲法の興義を精究し其真相を味ひんと欲せば先づ各種政體の利害を研究し憲法の種類定義及び制裁の一般を心得ると必要なるを以て今暫らく順序は依り各等の事項を論述せむ

政體の種類及其利害

政體の種類を區別するは主權の所在を標準とす主權一人あるを獨裁政治と云ひ主權二人以上あるを數人政治と云ふ數人政治の内にも多數少數の別あり多數少數の内にも同種異種の別あり今圖を以て示せり左の如くなるべし



右の内にて少數多數の區別は稍々正確を欠くは恐あり何となれば幾人以上を以て多數となすや幾人以下を以て少數とあすやは所謂程度は問題にて一定の標準をければあり然りと雖政體を區別するは種數を以て二三の項目は包括せんとするも到底適當の方法なきを信するあり試みに熟考するは數人政治は内には主權君主貴族は在るあり君主は民は在るあり或は君主貴族人民合體は在るあり又或は貴族人民は共有すると思へり

貴族のその専有なるもあり其形状千萬無量今若し之れを正確に區別せんと欲せば勢ひ
 一體一個は其稱を異にするの外あるへし然れども斯る區別は煩雜あるのみあらざ
 と學説上の利益を有せざる有らば其語辭の穩當あらざるも拘はらず今は暫らく少數多數
 區別を以て満足せざる可らず

次ぎは同種異種の區別の主權者の種質を依りて知るとを得例へば主權貴族人民はわれ
 ば異種の多數政治にして主權人民のみは在れば同種は多數政治なり以下之れは準じて
 知るとを得べし

政体の種類以上の如し今進んで利害を研究せむ蓋し獨裁政治の立法行政及び司法の
 三權を擧つて之れを君主の掌中と總攬し敢て他人の計議を要せざるが故に政務を決定
 するに果斷迅速あるの利益あり然れども此利益の時の君主が仁且つ賢なる場合に望む
 を得べきも若し不幸にして仁ならず而も賢ならずる場合は全く反對の結果を見るに至
 らん則ち果斷迅速は社會の利益ならざるのみならず害に一大弊害を醸さん此み況んや
 在朝二三の將相が君主の命を矯め暴惡非道を恣にし不治の慘毒を流したるの東西は歴

史に散見す蓋し此點に於て獨裁政治の害は殆んど少數政治に譲らざるなり之れを要と
 るは獨裁政治は或る點に於て其利なきもあらざるも其利は以て其害を償ふに足らざる
 ものとす

次ぎは少數政治は一點の利益を有せずして而も其弊害の獨裁政治に勝るか如し何とな
 れば獨裁政治の場合の政務執行の利益あれども少數政治の此利益を望む可らざるなり
 加ふるに少數政治家が威權を弄し擅恣を逞ふるの殆んど獨裁政治の場合と異はざる
 ものと人或る少數政治は智識に富むの長所を有ると云へど著者は之れを信する克は
 ず善智善能は安逸社會は出てとして普通以下は民族は多きと古來此經驗あるが如し然
 り而して前にも述べたる如く少數政体を組織せる種類は或る其性質を同ふするも
 又或る異なるものとあれども要するは國民中一部少數の入りて於て政柄を握れる點は同
 一あり又右等種族の間は於ける各自の權力關係は大小の差別ある場合もあれば均一
 ある場合もありて成立の性質形状は様々あれども以上は述べたる政論上の利害は一括
 して之れを適用せざるを得べし

亦き希臘時代は在つては雅典の人民は國中擧つて一個の議場を相會し所謂合衆政治
 も行へると吾人之れを史上よ知る此政体は人權平等原理より論すれば或は正理に適
 するかは知らされども之を行ふて利益あるものとい信する克はず而も右等此政治の邦
 土の狹隘にして人口寡少なる往古此社會よ之れを行ふを得へきも人口次第増殖し境
 土非常廣大ある今日の社會も適用を可らざるの智者を俟たずして明なり夫れ然り合
 衆政治は到底今日も實行す可らざるものとせし之れの利害を講究するともた無用なら
 んのみ

以上も述べたる如く政体の種類多しと雖も未だ其完良あるを此を見ず政体果して完良
 あるものなきか曰く然らん蓋し獨裁政治及少數政治不良なる所以は擅權暴壓の恐あり
 合衆政治の其實行し難きも依るものなれば今若し是等弊害を絶つべき方法を發見せ
 り國家の政綱是に於て全きを得ん故に社會の漸次は進化せるも從ひ憲法て法律を設
 りて君主又の少數政治家に權力を制限を置くことあり然れども單に憲法を設けて政
 治家の權力を限りたればとて未だ以て満足すへきにあらず尙も憲法をして其効を全ふ

せしめんと欲せば政治家の憲法に違反しざる場合も於て之れを論責すべき方法ある
 可らず是則ち立憲代議政体の今日も行はるゝ所以にして又其至善至良なる所以なり是
 も至つて知る立憲國必しも代議制を依らば立憲國の代議制とあれば代議制にあらざ
 るものもあり然るを立憲政体と云へば茲も代議政体と思惟せらるゝ所以あり

憲法の定義

憲法一般性性質の前は略説しされば讀者之れを記憶するならん則ち憲法の職分とする
 とあるの政府即ち爲政の機關の如何なる程式を以て之れを構造すへきか立法權の主宰
 は何人之れに任し行政權の執行の何人之を掌どり司法權の支配の何人之れに當るへき
 や等を定むるの憲法第一の職分なり次き右の機關が出来上りたる上にて此の機關の
 人民も對し何様の責任權力を持するや又人民の此機關も對し何様の權利義務を有する
 る等總て機關と人民との間も存すべき關係を明とするの憲法第二の職分なり依つて是
 れり定義を按するも或る大家の憲法の政体此組織を定むるものなりと言ひられたれども
 此説服をべからず何とすれば其所謂政体の組織を定むるとい單に政治機關の構造のみ

を意味し機關と臣民との關係ハ別問ニ置きたればなり又或る大家ハ憲法は政府人民の關係を定むるものありと説かれたれど此説信するも足らず何とされば政府人民の關係のミを定むるも政府則ち爲政の機關ハ如何にして構造するかを知るに足らざればあり右の如く一ハ憲法第二の職務のミを説き一ハ第二の職務のミを擧ぐ偏重偏輕未だ完良あるものあり然らば予輩の定義は如何と問ふも畢竟前に述べたる憲法二種の職務を併せて説くは茲に完全なる定義を得ん故に憲法とは政權各部ハ分合及び政府人民間の關係を表明せる誓約を意味と云はば至當ならん又或ハ政體の種數を定め人民の權利義務を証する國家根本法なりと説くも可ならん則ち政權各部の分合を明し政體の種數を定むるハ憲法第一の職分として政府人民の關係を表明し權利責任を証するハ憲法第二の職分なり

憲法上の制裁

右に述べたる如く憲法は政治機關則ち政府の組織を定むるものとなりと政府人民は對する權力責任及び人民政府は對する權利義務を表明するの故に第一政府人民ハ一方は於て其表明に違反したる所爲あるときハ其制裁ハ如何とすべきやと云ふも若し政府は於て之れに背くとあるを別ハ法律上の制裁あるも然らず是の點に於て憲法ハ一般法律との其効を異し一般法律の場合に於てハ之れは觸れたるものハ或は刑法上の處分を受け或は損害を賠償せざる可らざるべきも政府は憲法違反の所爲ありたればとて之れを罰するの途なかるべし又損害を償はしむるの方法もなかるべし然れども政府は於て憲法に背き法律を破するも人民は之れを遵守するの義務なきが故に憲法上政府は對し制裁を與ふるの途は全く之なしと云ふ可らざるなり若し又人民の一方は於て違反したるときハ其結果は如何と云ふも多くの一般法律上の制裁を受くるに至るべきあり例へば法律の範圍を越へて集會出版をなしたるときは集會條例又は出版條例に依て處分せらるべく又或ハ租税を納めず兵役に従はざるときハ所爲ハ性質に照らし夫々民事上又は刑法上の處分あるべきあり若し又違反者ハ議會ある時ハ其議會は解散せらるる以上の説明に依つて立憲代議政體の最長制度ある所以及び憲法の性質は之れを知るを得たるか故に以下正條の解釋に移らず

第一章 天皇

此の一章ハ掛けまくも綾も恐こき我大八洲國を食し召し給ふ天皇陛下の大權を治定し給へるの章よして本法七章七十有六條の中よ在て最重最大此法憲よそありける我か天皇ハ開國二千五百有餘年の其の昔より天日嗣は万世一系よして斯民を治め給ひしものうら神聖方能の權力を有し給ふハ今更言ふを恐こしされば固有の大權ハ斯の大日本國を建られし其の昔より國と共に永存して聖子神孫此繼承授受あらせ給ひしものを我り獻聖文武今上皇帝の宸極に登らせられし其の初の年己よ五條の誓詔を下し廣く會議を興し万機公論よ決せんと宣ひしより次て立憲の政体よよりて斯民と共に國土の安寧を扶持せんことを詔し給ひ又來る年を期して國會を設け廣く臣民の協力輔翼よ寄り和衷協同きて我か帝國ハ光榮之中外よ宣揚せんことを誓いせ給へり如此御國の我体を定め給ふ上からの天皇陛下ハ固より萬能の神力を有し給ふとはいへ千代万代よ承々繼がせ給ふべき天日日嗣の御裔の彌長よ彌遠よ至る御世の爲よ其の權力を照かよして斯の帝國を統治せんよは茲よ制定し給へる是の大憲よ循行して臣民と共に其の慶福よ頼らむこと

もクなどて乃ら第一章よ是れ十のあり七の條章を定め給へるあり
 外つ國は多し其の國の立憲の制度よ依りて國を治むる者あれば皆是の憲法てふものを定めたり然れども我の國と建國の大體を異にせる國柄もあれば我か國ハ憲法を制定するよハ我建國ハ大體を本として彼の國の憲法を斟酌採取せられたるはいと恐こく又喜はしむる有り難き大憲を治め給ひさる大御心の深仁英斷ハ我か臣民の詫れんども詫れられたきものにあら

第一章を通過するに万世一系の我か天皇は永く我か大日本帝國ハ元首とあり統治の大權を總攬して立法行政司法の諸政を行はせ兵馬の統帥勳爵の榮典大赦特赦の仁惠をも躬親あら之よ當らせられ此の定められたる大憲ハ一步も其の範圍外よ出さざるも此の條規よ率由して臣民の權利及財産の安全を貴重保護して國土の安寧を増進し給ひむと此れ通章の明示する所なり我か皇基ハ是よ因つて益々鞏く我か國土ハ是よ因つて益々鞏く我か臣民の自由ハ是よ因つて益々全かるべし之か臣民たる者祖宗の餘風を承々忠實勇武愛國殉公の義心を鼓舞し以て聖意よ奉對せざるべけんや

第一條 大日本帝國ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

〔釋義〕 大日本帝國臣民即ち我ガ同胞兄弟ある二千九百万の臣民諸君よ余等は

の歳の明治廿二年二月十一日の紀元節に當りて徽聖文武なる我皇帝陛下より我臣民

に發布したまへる此の憲法を拜讀するに幸を得たり而して餘は此の條章を注釋せ

んとせらるる當り更に一層の榮譽と幸福とを享有することを欣ばせざるを得ざるなり

愛讀者諸君請ふ眼を拭きて此の憲法七十六有條に冠たる第一章第一條は何如ある

條文にて何如ある主意あるを注意沈思せよ

世界の廣き万國の多き苟も國を建つる者は何れの國よか憲法なからんや然れども

第一よかゝる條章を冠し得へき國柄は何れの國なるをかゝる特例に榮譽と幸福を

固有せる國柄は何れの國なるを其臣民たるもの其奉戴せる君主と共に此の榮譽

と幸福を享有すへき者なり我大日本帝國を除きては又と有まじき無上榮譽無上幸福

を以て滿たされたる我國なり我臣民なり余等ハ實に世界万國を誇るに足るの特有

榮譽と幸福を國有せるも此なり

悉く我か皇祖神武天皇の中土に光居して四海に君臨したまひしより以來

歳を経ると二千五百四十九年歴代の御數は一百二十有二代の久しきも我の皇室の

御血統の連綿として絶ゆると無く其間より治世あれば亂世もあり從て干戈兵革の

事無きも非されと全く雄豪の争鬪せるも止り敢て神器を覬覦し非望を企つるもの

あると無く尙ま之れ有りとも雖も誅戮立あろよ至り未だ曾て其志望を遂ふることを

得たるものあらず舊き歴史の記する所も依れば我か神祖の神孫に詔して曰く豊

葦原の千五百秋瑞穂の國(本邦の名)は我か子孫の就て治むべき國あり行けよや寶

祚の隆なる天壤と異に墜ると無かるべしと宣ひしとあん果せる哉此詔や皇位の

承繼に至りては此まで典例を一もせずと雖も之を要するも神祖の後には天潢の一派

なるが如く相授々相受けさせられて皇室の御血統に未だ曾て絶ゆること無きあり

りゝる有難き典例ハ万國の史乘に照るとも有一無二として實に我大日本帝國を除

きては餘外に決して之を見ずされり我帝國は全世界の東部に屹立して立憲代議の

制を行ひこの大日本帝法てふ國を建てたらん限りの其統治者たるものなり即我大日

本建國の其昔より我の臣民の奉戴して冠冕とし仰き奉る我皇室は御血統の天皇陛下あり即ちその大權を總攬せられ内治も外治もあれ凡そ万機は其統治し給ひて一國最大衆の最大幸福を増進せしめ給はんとあり
過去に徴して未來に照すもその世界万国特有の一大典を永劫不變のものにせしめられこの大典こそ誠建國の基礎とも謂ふべくこの大典は我國の臣民たるもの一日も忽諸すすへからざる所あり

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

皇位とい即我帝國は君臨たまへる天皇陛下の御位にして皇室典範とい我が皇室御一統に關する典修儀範を標準として別は治定したまへる法章を謂ふ此條文の意は我未來に於て此の大日本帝國の君主と爲らせ玉ふべき天皇陛下なるも此は男統世繼の法よりて千秋万歳の後は皇族大宗の嫡男親王皇太子位より之を受け繼ぎ給ふありとらぬだ皇太子とあらせられ給ふべき御方大宗の御嫡男に有ら

せられぬ時は其大宗の順序よりて第二第三の皇男親王の御方々よりて册立し參らすべく爾も大宗は皇男早く此世を見捨て給ひぬればその孫男の御方よりて天皇の御位に歸かせ給ふ可なりされば大宗の皇男子孫の地位を繼かせ給ふは常例とも申すべけれど若し大宗は皇男皇孫のましまさぬ御時は言ふを忌はしき事なれば年月此久しきもの事のありとせば最近支親繼統の例よりて大宗より分れたる流派の皇族の御方々よりて御血統の最も近き親王をそ入りて大宗を受け繼ぐせ玉ふらん此等の條章は別は皇室典範に定むる所ありて之を定給はんとあり

か皇男統世繼の大法を立てらるゝからば第一條は所謂万世一系は天皇なるもの永劫不變皇男子孫之も受け繼ぐせ給ふ可ければ我皇室の連綿として絶えず天壤と與ふ墜つると無きは言ふを更ありされど男統世繼の久しきや言ふも思ひしき事なるらその當代の天皇の崩御あらせられ皇太子の御齡未だ幼中と渡らせらる事あるときは万機の御政務を統治せらるゝ事を假り皇族の御方々中より擇ひ參らせ度政を裁決せさせ給ふべきありされは第十七條は「振政を置くは皇室典範の

定むる所は依る」の文を掲げられたるなり

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ

〔釋義〕

神聖とは至尊至貴至威至嚴ある權力を抱持し給へる龍體を謂ふ者あり而して侵すべからずとは國家の成法ありと雖も敢て其制限を受けさせ給ふと無きを謂ふなり天皇陛下は國より有國の全權を抱持し給ひて一國を統治せさせ給ひぬれば最上最榮其位地も立たせ給ひ普天卒士も其臣民ならざるは無く其臣民も代はり此國の獨立安寧を保有せ給へるも何とて臣民等の爲も惡しき事を爲給ふべき必ずや其最大衆の最大幸福を増進疊加せしめんとて百般の政務を裁可批准し給へるも何とて臣民等の不利不幸なるを計らせ給ふべきさればこの至尊至貴至威至嚴ある天皇陛下の龍體ハ決して國法の問ひ奉るべき限りもあらざるありしる理由あれりある外國の立憲政体を行へる國々も皆その成憲として國王の罪過の責むるも此あると無し彼邦の言は曰く國王の惡を爲さずと猶信あり況んや我神聖なる歴代の天位も即かせ玉ふ天皇ハ建國以來二千有餘年の久しき斯民を愛育し撫養

し其洪恩大澤ハ中々筆舌の能く盡く所も非ざる皇室を奉養せる我同胞臣民等ハ永く之を記憶して忘れざるへしされり誰の我が奉養せる天皇陛下も對して龍體を侵すも此りあらんかく言ふ所以は敢て我か皇室ハ天神の子孫なり故も尊ぶべしと謂ふも非ずして前も述べたるか如き成法を以て問ひ奉る可らざる理由あるも於るをや

されど天皇ハ統治の大權を抱持せらるゝからし千萬歳の後不幸もして君徳を備へさせられぬ天皇の在りし日月の明なるも時として食する事あらんは國法の須らも天皇をしてかゝる過失を遂なさせ奉りし國務大臣の某を罰して國家ハ典型を正ふすべきものなり如此する時は皇家の尊嚴は決して墜ると無く天皇の龍體は侵され給ふと無く而して臣民の幸福を殺滅たる過失を遂くるものハ其責も任ずるものわれは臣民等が此の不幸を受けざるを償ふも足るべきあり第四章第五十九條の正文も曰く「國務各大臣ハ天皇を輔弼し其の責も任ず」とハ此の謂あり
同條又曰く「凡て法律勅令其他國務ハ關する詔勅は國務大臣の副署を要す」と

れハ凡ての立法行政の責ニ當りて臣民共衛ニ當るものハ即ち此の國務大臣あり

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條

規ニ依リ之ヲ行フ

〔釋義〕 凡る國あるも其の人身共如きものよし其筋脈骨骸の相關連結せるり故も其意思の向ふ所も隨ひて頭目手足みな其の用を爲すものありされハ頭目手足みな思ふか儘も分離すれば決して人身の全きものを成さず國とても然り臣民は君主ありて以て上下の秩序を亂さざるを以て始めて國なる一體を成せるなり而て天皇は實も人体の首部に於ける如く其の經絡は全身を支配して其の機關を動かすの作用あり故も其上も位して一國臣民と共に此國土を保有しつゝ而して頭目手足の思ふ所ありて動りんと欲すれば頭部は其局も當りてその意向する所のものを全ふし其本旨も違はざるを務むるものなり首部固より上位を占むも雖も此の人身の一體ハ獨り首部は所有も非ざるか如く一國を保有するの全權ハ其國土全般も在り

とをるも天皇ハその意向を見て其此局面に當らせ給ひ其權力を維持して終始一様の實行を擧りさせ給ふものあれば之を一國の元首と謂ひしあり而く國土の最重最大の權を抱持せらるゝの故も之も困りて生ずるもの統治權は自から我が天皇ハ總攬せさせ給はざるを得ざるなり統帥の權とい即ち有國の全權あしき疆域の外なる邦國も對するも平等の位地を保ち自から一國の威力を維持し一旦一事あるも及んてはその國威國光を發揮して此の日本帝國なる國權を擴張せさせ給ひ其事無きも當りて自から一國の尙ふ所の者と自由自在に行ふを得さしめ給ひ總て我國の外國も對し其國權國威を失はざるは品等を保ち内治も在つては疆域の人民も向つて百般に政令を爲し百般の法律を定め國土共安寧人民の幸福を増進疊加せしめ敢て他邦の干渉を受らず以て一國の治安を計り總て我國臣民も對して其國利公益を得せしむるの計畫を爲さる可らず之を概言すれハ統治の權とい一國の獨立保安の能力なりと謂ふべし其權力の施行すべき範圍ハ即此の憲法正文條章載する所の立法權行政權司法權及軍事の權勳爵權等を實行すべきあり之を要するも統治權と

は立法行政司法諸權の原質を此に含有して諸權皆之より源きて生ずるものなりと國權の消長伸縮は此權の如何に因るものと謂ふべし

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

〔釋義〕 國政を把るの三大柄とは其一を立法とし其一を行政とし其三を司法とす三大柄各分掌する所あり立法とは公事を商議する者行政といふ公事を施行するもの司法とは聽訟斷獄の事を掌るものなり而して所謂三法の局所は内閣及貴族院と衆議院とにして其三所の實に立法權を有せるものなり

然とも統治の權は我が天皇の總攬而らせ給ふ故に天皇陛下は國政上改定修正を要すべき百般の法律に於て其意慮を起草し之を内閣より下し内閣の更み之を兩院に提出して兩院議員は可決したるも此の直之を未來に國家成法として其施行の大權を實するなり然とも天皇陛下はとて私に國法を改定修正するの權を有するも非ずして必兩院に協賛を要するものなり新法を發すると無きなり第三章第三十七條に曰く「凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す」同第三

十八條は兩議院の權利を説て曰く「兩議院は政府の提出する法律案を議決し及法律案を提出するを得」と然は總ての法律は現行の外漸之を發せんとせれば天皇の獨裁せさせ給ふと無く必と臣民を代表する兩議院の協賛を経ざるを得ざる利益を明らかとなりと既と兩院の協賛を得る時天皇陛下に之を發布する下第六條に明かなり以上の上より議院より下せるの場合を謂ふありされと法律の改定修正とへきものも志て兩議院の中より提出すると有るへし即上の第三十八條に「兩議院は云々各法律案を提出するを得」との文の如くなるべきも亦議院の可決する者を政府に建議すれば天皇の制可を経るも非されは以て法を成す足らざるを必ず制可を経て始て國家の成法といふるあり此是を立法の權を行ふと謂ふ

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

〔釋義〕 此れ統治權内の司法權に屬するものよしと第五條を注釋するも當りて已に辨明したる如き百凡此法律を發布するより上より出る者は兩議院の協賛を得下より上つる者は天皇陛下に制可を経て始て成法を爲すの際天皇陛下即ち前條の立法

權を實行せさせられ其將を發せんとする法律を裁定制可して一般人民をして將來
 は於てその法律を遵奉率由せしむべく司法の政務を執るものをして其新定したる
 法律の條文を公けよ公府及び臣民に頒布して其法律を實施するの年月を前定揭示
 せしめ其期日に至れば則其條文の意を由りて其裁判判決を爲さしむるを命令
 するの大權を有せらるゝなり」下文の第五章第五十七條は曰く「司法權は天皇の名
 義に於て法律に依り裁判所之を行ふ」とされこの國政三大柄の一たる立法の權は天皇
 之を親らせらるゝを司法は權は其主務大臣をし之を行はしむるものなること明
 らかあり抑國家法律は重大の者なるに論を俟たずと雖も公明正大の處置を要す
 るに司法は於て尤も重んぜざる可らざるを以て司法の一官として獨立の地位を立
 たしたんとて如此條章を定めしなるべし此事の尙下の等五章を参照せよとありさ
 て以上辨し來りたるに本文即第六條は天皇は立法權を行ひ給ふに兩院の協賛を経
 たる後於て新法律を裁定制可し及るの公布を命令するの權力を有せることを説き
 兼に司法權を行ふ者を説明せんとなり

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會及ヒ衆議院ノ

解散ヲ命ス

〔釋義〕 此條文ハ天皇の兩議院ニ對する權利を明かよせしものにして通常會臨時
 會秘密會議を論せよ其召集及開閉停止解散等皆其權を有せらるゝこと議會の事は
 下文の第三章帝國議會の法ハ條文を載す其第四十一條四十二條四十三條は皆召集
 の法あり而して議院法なるものハ本年此權法の發布と共に法律第二号を以て定め
 らる第六章は停會閉會の法第七章ハ秘密會議の法あり參照すべし
 抑も議會の國家に於ける必用ハ臣民の意嚮を代表して政府をして國是の因つて定
 まる所を指定せしむるものあれに其重要な事たるや更ニ辨を俟たずされハ毎年三
 ケ月之を召集し其開會の期日は少くとも四十日前之を發布して衆議員をして必
 す會堂に集會せしむる通常の開會は少くとも五十日を経て閉會を以て大事を議決せ
 しむるものあれば天皇も之を重んじよその開閉皆命を下すは之を行ふ若るれ事故

ある此日ヨリ當り中止停會を命するも亦十五日以内ヨリ於て之を命するなり
 政府議案を衆議院提出して其議決を取り若クハ衆議員議案を提出して政府の制
 可を請ふの時ハ當り衆議院の意見政府と相合ハざる時は政府更ニ閣議を開いて衆
 議院の否決せしも尙原案を可なるものと認むれば直に上奏して批准を仰ぐ而して
 後天皇は衆議院を去て全休の議員を解散せしめ更ニ全國の議員を再撰して之を召
 集すると始の如きして至案を議決せしむ第三章第四十五條の正文ヨリ曰く「衆議院
 解散を命せられたるときハ勅命を以て新ニ議員を撰舉せしめ解散の日より五箇月
 以内之を召集すべし」とあるは即ち此の手續を説きしものなり前文の第五條ハ
 天皇ハ議會の協賛を以て立法權を行ひ給ふと其第六條ハ天皇ハ法律を裁可
 し其公布執行の命を下し給ふの明文を掲げたれハ凡ての法律ハ天皇の制可を経ぬ
 時は未だ國の成法とはあらぬ者なれば衆議院の議決もかゝる時ハ罷議となりて
 行われざるべし但第三章第四十條但書に其(兩院建議ハ意見あり)採納を得ざるも
 此は同會期中ヨリ於て再び建議することを得ずと然れば貴族院の建議とても時とし

て罷議するものと知るべし此の如く衆議院の議決ハ政府の否決する所となりて解
 散を命せらるゝ時ハ貴族院も同時ハ停會せらるゝとは第三章第四十四條ハ其正文
 を掲げたり此亦固より天皇の命ハ因りて停會するも此とす本條の委曲は議院法を
 参照すべし

第八條

天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ル爲緊

急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ハルヘキ勅
 令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若シ議會ニ於
 テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失ウコトヲ公
 布スヘシ

凡て一國の治安を妨害し社會の秩序を破壊せんとする危険ある行爲を逞ふせんと
 する者なれば天皇ハ社會公共此安寧保全を永續せしめ又ハ社會公共の災難厄害

一 陷らぬ先、然るる如き禍乱を未發し既發に鎮壓するの目的を以て勅令を下し
 其行害者と認むるものは或之を拿捕勾住せんとするべし然とも箇様ある事は至
 極眉よ火は燃ゆるる如き急要の場合に限るものにして若し此の勅令を以て禍亂を
 未だ萌さるるを豫防せざるときは災難危害の瞬息の間は興り爲る社會の秩序を紊
 亂するの患あるを以て設令る此時日の兩院議會の閉會中なるも時と場合よりて
 臨時議會を開くの餘日を暇すばかりの間なき時あるべけれり其時天皇は本章
 第五條の立法權を行ひ勅令を下すとあるなり固より法律の兩院議會の協賛參贊を
 得て始て國に成法とするを手續とするものなれり上は如き場合於て下されたる
 勅令は法律の正條にはあらぬども法律に代用すべき公權ある者として之を行ふな
 り此の勅令の法律に代るべき者との一昨年十二月發令したる保安條例の如きも
 のよて若し彼の年十二月をして今後の事ならしめ且議會閉會中の事ならしむる
 も政府は即ち本條正文の如く法律に代るべき勅令を下すべきならん
 第二項の意の第一項の法律に代るべき勅令に至極急要の場合にて發したるもの故

一 議會の協賛を待たずして發せしが其勅令を下したる次の公會に於て政府は此れ
 勅令を兩院に提出して其議決を取るべし其時兩院の議案となりて原案の勅令を
 發せられし事を否決し兩院議員は於て協賛參贊せぬ時本章第五條の正文と相牴
 觸するとなれば天皇も議會の協賛を得ぬ者を立法權を行ふとの爲させ給はずし
 て政府は其議會不承諾に定まりたる月より後於て件の法律に代るべき勅令は更
 ん効力此消へ失せたるものとなりたることを人民一般に公布すべし又ウクありたる
 上は前の勅令に因りて或又拿捕勾住せられたるものも自から無罪此人とならん
 此條文の不成文は法律と雖も苟も天皇の統治權を總攬せらるる上は内治上公共
 の安寧秩序を保たんと爲る發せられたる不時の勅令を發したる場合なりと知るべ
 し

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保

持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セ

シム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルヲ得ス

〔釋義〕 本法第五章第五十七條は「司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふの條文あり然れハ立法部は於て定めたる國の成法の大權ハ司法の官吏之れを行ふに雖も天皇の既定成文ハ法律に依りて其執行を要するを認むる場合或ハ事故の已むを得ざるにありて其事たるや一國治安の爲社會の秩序を正ふる爲最大衆の最大幸福は之が爲には増進疊加するを得るか爲等の必須肝要の者と認むる時は既定の成文法律の主旨を發揮擴充せんが爲には必須肝要なる命令を親ら發布し或は司法權を分掌する法官をして天皇の名に於て之を發布せしむるとあるべし

此條文ハ既定成文の法律に依りて其主旨を發揮して其要領を擴充せんが爲は内治上の都合を以て下すべき命令の類を謂ふものありされハ條文の但書ハ其意を補ひて天皇の命令なればとて既定成文の法律を變改更革して一人の私を以て万衆依る所の法を亂すと無きとを明言せしものあり

第十條

天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル

〔釋義〕 本條は天皇が立政權を行はせらるゝの故に諸部の官省部局を定め又ハ文武百官俸給の差等を立て並に其の任官 免官を命ずる 此等の權ハ乃天皇陛下此專有に給ふ所あることを明示するなり但天皇とても此の憲法に掲けたる特別の例規即本法第八十條に於て法官を修身官と定められ及他の法律則ち文官試験規則の如きものも於て特別の例規を定められたる者あるは拘はらず自己愛憎の私を以て百官を任免せらるゝり如きとばあらせられぬとも明示せるなり
現今官省の制定に不都合を生せぬ以上の永存せらるべく而して文武官の任免とても文官試験規則も亦然りされハ文武官の任免と云へ天皇親から任免せらるゝの恐らくハ内閣大臣及親任官の方々を任免せらるゝならん

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

〔釋義〕 本條ハ天皇統治の權を以て兵馬を指揮する事を行はせらるゝことを明示せるなり兵馬の事は國政の重要なるものにして彼の内憂外患ハ社會の安寧幸福を紊亂する公敵なり然レハ是の公敵を掃蕩して國家の治安を扶持するハ此れ固ヨリ統治者の斯民を保護するに於て已む可らざるの本務と然レト兵ハ凶器あり戰ハ吉事ノ非ズ古ヨリ兵馬の權を弄用して爲メ國を亡シ世を危ふするもの少トセズ兵馬の事は誠メ國政重要ト者メして濫メ其の權を假す可らざるなり故メ此の大權ハ舉げて一國を統治する元首其の手ハ歸せざるを得ざるなりされバ陸海軍の實メ天皇の總統率由せらるゝ所メして平常無事ハ日メ當りてハ士馬ヲ養ヒ船艦を貯ヘ之を精鍊訓習して内憂外患の社會ハ公敵トあるものを未發メ既發メ防遏鎮制シ以て國家の治安を保チ國威國權を疆域外メ宣揚するハ即チ元首統治の大權を行ハせらるゝものとす

一〇 一 みて本邦上代の制度を視るメ天皇の兵馬の大權を總攬して之が統帥とあらせ給

ニ而して兵役の義務を負擔せる臣民を總統あらせらるゝハ實メ我建國の大法なれば本條は即ち之の大法を永存せらるゝものと謂ふハ見ずや古史ハ記する所を曰く我が朝の初て國を建つるや政体簡易メして文武其の途と下メし海内を舉げて皆兵なり而して天子ハ之が元帥と爲リ大臣大連は之が禰禰と爲リたれば未だ曾て別メ將帥を置かざるなり故メ天下事無ければ則チ已む荷も事あらん乎天子必親ガ之を征伐メ否ラされハ皇子皇后之に代ハリ取て之を臣下メ委ねざるなり是を以て大權上メ在リ能ク海内を威服シ施テ海外の地メ及ビ皆來王セざる無シト此の意の記メ由れば兵馬の大權ハ我メ皇祖皇宗の常メ總攬して曾て之を臣下メ委ねざりし所トす中古メ及んで官文武を別チ民は兵農を分チて古制一變シ兵馬の大權ハ公シク武門ハ手メ下移セシカ維新以來兵馬ハ大權ハ復タ天皇の總攬あらせられ給ふ所となりて以て今日に至リシなりされハ今此の大權を治定せらるゝメ當リ建國の大法を取りて本條の法權を明示せられシこと誠メ尊シ

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

〔釋義〕 陸海軍兵馬の權ハ天皇の統帥而らせらるゝ上らハ其の師管軍團艦隊船
 伍の編制及ひ平常無事の日不虞ニ備ふるの兵士を徵集する等皆一日も緩ふす可ら
 ざる所と其の制定ハ時勢の緩急國情の安危よりて之を編制し之を徵集せざる
 可らず天皇は兵馬統帥の大權を行ひのち此の事を制定あらせらるべし
 維新以來の兵制は定族就役の制ニ依り某々の種族を限り兵役ニ就めしめしうども
 其後ニ至て限男假役の制となし某々の丁男に限り兵役ニ服せしめ復た其の種族の
 如何を問はず而して現今の兵制ハ本邦建國法を永存せんとて舉國皆兵の制度を以
 て全國ハ臣民は皆兵役の義務あるものと其の壯丁を徵集して常備の兵と爲す
 り現今外國の兵制皆殊ありと雖も日耳曼帝國ハ即舉國皆兵の制ニ依り即ち本邦上
 代の制と符合するも此なれば現今の兵制を定むるニ當り彼國の制度を斟酌採取
 して之を編制せるものあり此れ誠ニ良制なれば我カ兵制ハ永く是の制ニ因らざる
 べし

十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

〔釋義〕 宣戰とい一國の公敵たる者を鎮壓するり爲し軍旅を動して戰爭を開く
 とを命令し給ふことを云ひ講和とい公敵已ニ亡び彼我相互の安寧を保持せんか爲し
 戰爭を止め和親の事を修むるを云ふ戰爭を止め和親を結はんとするれば彼我相互の
 間ニ於て要求する所の事件あるへし之れを提出して相互ニ約束するを條約締結と
 云ふ條約は種々あるへけれど多くは彼我相互の國民要求する所ありて其の間ニ於
 て權利を争ひ利益を競ふより其の國權ハ伸縮に關するか爲めニ始て隙を生じ終
 り事を干戈ニ認ふるに至るもの多ければ宣戰講和締約共ニ實ニ一國權利の伸縮是
 り因りて定まり一國體面の榮辱是リ因りて生じ而して安危興亡の運も亦是リ因り
 て夥大の關係を起すものなれば其の全權を總攬するハ此れ亦一國を統治する元首
 其の人の左右する所に從ふて方嚮を定めざる可らず
 宣戰講和締約の三權は天皇の特有專掌とへきものたり然らば天皇は其權を實行
 して國權を伸ハ國威を張り國安を維持し他國の干渉を受けずして我國の品等を高
 めざる可らと此れ實ニ重天の件ありかゝる重大の件あるを以て天皇ハ實ニ之を總

〔釋義〕陸海軍兵馬の權ハ天皇の統帥而せらるる上、其の師管軍團艦隊船伍の編制及び平常無事の日不虞に備ふるの兵士を徵集する等皆一日も緩ふす可らざる所と、其の制定ハ時勢の緩急國情の安危よりて之を編制し之を徵集せざる可らず、天皇は兵馬統帥の大權を行ひのち此の事を制定せらるべし。維新以來の兵制は定族就役の制に依り、其の種族を限り、兵役に就めしめしうとも、其後に至りては限男假役の制となし、其の丁男に限り、兵役に服せしめ、復た其の種族の如何を問はず、而して現今の兵制ハ本邦建國法を永存せんとて、舉國皆兵の制度を以て全國此臣民は皆兵役の義務あるものと、其の壯丁を徵集して常備の兵と爲すあり、現今外國の兵制皆殊ありと雖も、日耳曼帝國ハ即舉國皆兵の制に依り、即ち本邦上代の制と符合するも、此なれば現今の兵制を定むるに當り、彼國の制度を斟酌採取して之を編制せるものあり、此れ誠ニ良制あり、我カ兵制ハ永く是の制に因らざるべし。

十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ、和ヲ講シ、及諸般ノ條約ヲ締結ス

〔釋義〕宣戰とい一國の公敵たる者を鎮壓するに爲す軍旅を動かして戰爭を開くことを命令し給ふことを云ひ、講和とい公敵已亡び、彼我相互の安寧を保持せんか爲す戰爭を止め、和親の事を修むるを云ふ、戰爭を止め、和親を結はんとすれば、彼我相互の間、於て要求する所の事件あるへし、之れを提出きて相互に約束するを條約締結と云ふ、條約は種々あるへけれど、多くは彼我相互の國民要求する所ありて、其の間、於て權利を争ひ、利益を競ふより、其の國權に伸縮に關するか爲め、始めて隙を生じ、終よ事を干戈と訟ふるに至るもの多ければ、宣戰講和締約共、實一國權利の伸縮是より因りて定まり、一國體面の榮辱是より因りて生じ、而して安危興亡の運も亦是より因りて夥大の關係を起すものなれば、其の全權を總攬するに、此れ亦一國を統治する元首其の人の左右する所に從ふて方嚮を定めざる可らず。宣戰講和締約の三權は、天皇の特有專掌とすべきものたり、然らば、天皇は其權を實行して國權を伸へ、國威を張り、國安を維持し、他國の干渉を受けずして、我國の品等を高たざる可らば、此れ實ニ重天の件あり、かゝる重大の件あるを以て、天皇ハ實ニ之を總

攬而せらるゝなり然れハ天皇の宣戦を命令したる後戦は始めて國と國との戦とあり天皇講和を命令したる後和は始めて國と國との和となるべく而して條約の締結も亦天皇の命令ありて而して始て國と國との條約と爲るなりされハ臣民よして私ニ戦を開き又私ニ和を結ぶと雖も皆國の關する所ニ非ざるなり之を詳言すれば天皇の宣令無き交戦講和及訂約は我大日本帝國の交戦講和及訂約ニ非ざるあり

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

〔釋義〕 戒嚴とは我が國の或る國と戦端を開き天皇の宣戦せらるゝ後又於て敵國を防禦するか爲よ或ば邊疆の鎖鑰を緊ふし或は内地の要害を守り總て宣戦以後又當り内國の臣民をして軍事の起るを以てするの要慎を爲さしむる非常の命令を謂ふなり其の戒嚴令あるものは既ニ戦端を開きたる時或は戦争ニ附する時とて總て國家危急の場合に於て宣告するものあれば戒嚴令に於て肝要なる條件及その効力はりぬて兩院に於て議決したる法律となして國家危急の難に豫備するものなり

り而して天皇ハ此の法律ニ依り非常の事あるに際して其の戒嚴令の何れを以て如何なる變ニ應ずるかを視て機ニ臨んで此の法律を適用するか爲よ便宜之を臣民ニ宣告するの特權を有せらるゝなり天皇ハ既ニ兵馬の統帥となり而して其大權を總攬せらるゝ上からハ此條文の權利は自から附隨して生ずべきものなりさて條文ハ其の宣告とあれば天皇ハ單ニ此の定律を宣告するものあるとは明らかならぬ總て戰時ニ當りてハ千變万化の策略無かる可らず從て戒嚴の方法も時としては定律ニ載せざるの宣告を要すると無きとも謂ひ難しりとする時ハ第八條ハ條文中の緊急の必要ニ由り帝國議會閉會の場合に於て法律ニ代はるべき勅令を發すの權を適用して法律ニ代はる可き不特ハ勅令を以て戒嚴を宣告することあるべきあり

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

〔釋義〕 天皇ハ一國の元首として最尊最貴最威最榮の位地に立たせ給ふか故に凡そ一國社會名譽と光榮の淵源とも謂ふべきなり然れハ則一國社會の光榮名譽たる爵位勳章及其の他の榮典とい或は賞品褒狀等の榮典を授與するの特權を有し給ふ

へきなり凡そ人として國の爲に盡くす所の者ある時は國人の其人は謝するも名譽
 と光榮とを以てとへきなり然れば一國人民の興望歸するも足るべき者あるとき
 天皇は其特權を以て其人は授くるも光榮を以てし名譽を以てするは則ち一國人民
 の興望を公にして其功勞を表彰する所以あり
 凡そ人として名譽光榮を好まぬ者の無りるべし然ども名譽光榮とて之を公よと
 るを得れりある之を好むものあるべし之を私よすれば何の名譽かあらん何れ光榮
 かあらん而して人の公よ名譽光榮を得るを見れば人心必ず之を羨むべし之を羨め
 ば己れ亦社會の功勞を爲して之を得んとを勉むべし此れ名譽光榮の公よせざる可
 らざるの理由なり而して之を公よせんどもそれは一國最上榮位の人を以て之を定む
 る者とせざるを得ず是も於てか天皇は此の特權を有す可理由の由る所以なり然れ
 共爵位勳章ある者の人間社會の特榮を受くる者よして其名譽光榮なればとて之よ
 附隨するの特許特權の無きものと知らざる可らず特許特權あるものより名譽
 光榮等との別性質此者と知る可し

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

〔釋義〕 凡て國家の盛典大式を擧げさせ給ふ時は天皇の一般犯罪人よ對して此の
 條文よ掲ぐる赦罪復權の事を行はせらるゝは古今を通じ東西よ亘りて皆然せざる
 は無し此れ亦天皇此特權を以て不常の美事を行ふものと謂ふべし大赦といふ犯罪人
 此犯罪事件を遺忘し犯罪此名義を除く者を謂ふ故に刑よ處せらるゝ者は之を放免
 し未だ刑よ處せざる者は犯罪公訴の權を棄て、復た之を問はず全く無罪者とする
 を謂ふあり特赦はるの犯罪に對し裁判確定して已に刑罰を執行せる者を放免する
 なり故に犯罪人たるの名義を除きて無罪の人とせしよは非されど犯罪人の刑罰を
 中止して之を放免するなり減刑は刑罰の重きものをも輕くし其幾分を減等する
 を謂ふなり故に處刑の者は其罰の幾分を贖ひ得たるものとせらるゝあり復權とい
 會て罪を犯したるとありて社會よ對するの公權を剝奪或は中止せられたる者を舊
 よ復して其權を得せしむるを謂ふなり公權といふ即參政の權勳章を受くるの權等の
 如きものを謂ふ

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

〔釋義〕

攝政の職ハ天皇の御齡未だ成年より上らせ給はねば設令元首の位より立させ給ふも猶万機を親りらし給ふと此おぼつるべき御時或ハ久しき月日の亘故障ありて大政を親りらせさせ給ふと能はざる御時の政務を攝りお行ふか爲よその職を置くあり若し國家不幸よして上より述へたる如き時ハ際すれの政務を統治すべき君主を戴きながら統治の主權即ち實權を行ふも此無く臣民の不幸是より大なるは無し故に世襲帝國に在てハ攝政の職を置くも最も要件ありとす
謹んで皇室典範第五章を按ずるに此の職に當るべき者は成年より達したる皇太子皇太孫にして若し太子太孫の在さず又は在すとも未成年なる時は第一ハ親王及王第二ハ皇后第三ハ皇太后第四ハ太皇太后第五ハ内親王及女王以上皇系の順叙より依りて之に任す男を先にし女を後とするハ男統世繼の國憲に依りてなり此の職を置く

ハ皇族會議及樞密顧問會議を経るものに限る

攝政は全く天皇に代つて其の統治權を治動し百揆の政を攝行すべしと雖此の職の統治權を行ふて命令するものは必天皇の御名を以て之を攝行すべきの之固より天皇に服従せる臣民の一よ若て天皇に代はりて政務を行ふの人と云ふに過ぎず而して一國の臣民の元首として仰ぎ奉るべきは有國の元首即ち一は天皇あるのみ

第二章 臣民權利義務

〔釋義〕

此の章ハ日本臣民の享有すべき權利及び日本臣民の負担すべき義務に就いて規定を則ち日本の臣民たる吾々の權利と自由とは此章に依つて全ふざるを得べきも此あれば之れが解釋もまた輕忽し附す可らざるものと吾々の幸に公正ある日本政府の下に在り未だ曾つて權利を障礙せられたることなく又自由の侵掠を受けたることなきも古來官民の軋轢惣て其源を茲に發するものあれば今も當つて其分界を明し以て他日の争なきを期せざる可らず是れ本章の最も注意を要せざる可らざる所以とす尙ほ其詳細ハ各正條に入つて研究するものとせん

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

〔釋義〕

本條ハ日本國の臣民たるべき身分ハ如何なる法律ニ據りて知り得べきやを指定せられたり第十九條以下ハ日本臣民は云々の權利あり又義務を負ふとあるガ故ハ日本臣民とは如何なる身分の人を指稱するやを明しせざる可らず若し然らずんば此の憲法の保護を受くべき人及び義務を負担すべき人は果して何人なりやを了解せ可らず是本章法文の起頭に於て日本臣民たる身分を定むべき方法を示したる所以なり然れども法文ハ單ハ法律の定むるところニ依ると云ひ憲法自ら之れを定めざるは如何又所謂法律とい如何なる種類のものに指しや之を精究せざれば本條の意義ハ明瞭ならざるべし今順序を逐ふて之れガ一斑を説明せん
何れの國の法律を問はず人ハ身分ニ關する事柄は民法中ハ規定すべきを通常と何となれば身分の關したる事柄ハ極めて煩雜にして單ハ國民たるハ分限を定むるのみならず契約相續又は財産法等ハ密切の關係を有するガ故に若之を各部各別ニ記載すべきとせば法定ハ繁雜云々可らずされば身分上の事ハ民法中別ニ其一

項を設け單ハ國民たる分限の之ニ止まらず總て身分ハ附帶する事柄を蒐集して記載するは法制上の便宜ニ出でたるものならん又斯くしてこそ法律の順序も整ひ前後の關係も明瞭なるべし況んや憲法ハ國家の根本法にして社會整理の元則大法のみを示すものなれば右等繁雜ある事柄は之を他の法律ニ譲りたるあらん或は身分の如何に依りてハ憲法の支配を受くると否との別を生ずるものなれば國家人民ニ取りて重大の事件と云ハざる可らず此の重大なる事件を以て支葉の法律ニ委するハ不都合ありとの議論もあらん然れども枝葉の法律なればとて苟も法律と稱ふるものハ國會の評決天皇の裁可を経て(本邦よてハ)効力を與ふるものなれば之れガ制定執行の手續ハ嚴密周到ありと云ハざる可らず然らば枝葉の法律あるガ故ハ國民の分限を定む可らずとの論ハ其理なきに似たり況んや身分上の事は時或ハ變更を要すれども憲法は千載不變の大法あるガ故ハ或ハ増減變更を要すべき事柄は之を記載せざるを可とす日本臣民たるの要件を他の法律ニ定むべき理由ハ以上ハ尽きたり次ぎハ所謂日本臣民たるハ適當なる要件とは果して如何なる事柄

を指すやを講究せざる可らず

本條は法律なる文字の暗に民法を指したることの前も陳べたる如くなれども本邦未だ民法の成典なく今正に取調中とのことなれば他日其頒布を俟つて明瞭なるべし然れども茲に一國をなせる以上の必ず法律なりうる可らず法律なくして社會は治を得べきものありざるなり唯夫れ國に依り或は成文なるあり或は成文ならざるありて各國其規を一とせずされど成典なき故に法律なしと斷ずるは寧ろ速了と云ひざる可らざる成典なきの邦國と雖も苟も政治社會を組織する以上の聽訟斷獄は法なきのなる可し既而之れわらは茲に法律ありと云はざる可らず何となれば法律なくして訟を斷し得べきものあり然らば本邦未だ成典民法なきも是れ唯成典ならざれのみよて民法なきよあらざるなりされど日本人たる身分のものと就ひては一の規則と稱すべきものなく二三の裁判例と司法省の訓令とを存するの故に強ひて之を研究せんと欲せば右等の判例又の訓令に依り其一般を窺ふことを得ん然れども裁判例や司法省の訓令は法律の効力を有せざるゆへ之を

詮察せざるも到底無用な屬せん加之國民の分限如何の之を内國法に一盡するも此の問題は事柄は依り外交上と涉れることあるを以て深く之を究めんと欲せば幾ひ國際私法を講述するに必要あるべし設例は甲國の人民が永く乙國に流寓せるの故を以て乙國人民たるの身分を授けられんことを請ひ乙國政府と之を承認しざる場合於て甲國政府の尙ほ其管轄を離れずと云ひ乙國政府は其國の法律に照らし歸化を承諾せたりと云はば此の問題に則ち國際法に據りて決すべきものあらんされど國際法を研究するに實地困難なるものとあらざる之を憲法註釋中に論述せざるは稍々枝葉に亘るに嫌なき克のす依つて茲に單に佛國民法に就き佛國人民たるよは如何なる條件を要するに其一般を掲げて參考に供せん

民法第八條に依れば佛蘭西に生れたる外國人の子は丁年より一たり未時より一年内に佛蘭西人たる資格を得んとを要するを得但し其者佛蘭西に居住せるときは佛蘭西に住所を定むべきの證書を出し其時より一年内に佛蘭西に住所定むべし又第十

條外國より生れたる佛蘭西人の子ハ佛蘭西人ナリ 佛蘭西人たる資格を失ふたる佛蘭西人ハ外國に於て生れたる子ハ常ニ第九條ニ記する法式を履行して佛蘭西人たる資格を復するを得第十二條ニ佛蘭西人ニ嫁したる外國の女の夫の身分ニ從ふべしとあり尙ほ詳細ハ本書ニ就ひて看るべし

本邦未だ民法なしと雖も惟ふニ制定の日ハ佛國民法と大同小異ならん然れども既ニ述ぶる如く此問題ハ必ずしも民法のみに依つて決し得べきものにあらす

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均シク文武官ニ任セラレ及其他ノ公務ニ就クユトヲ得

〔釋義〕 日本に生れ日本に國籍を有するものは均しく陛下眷護の下に在る所の人民なれば彼是の間ニ差等あるべき謂はれなし兵役納税の義務を共担するとして日本臣民の享くべき榮譽もまた此を分さざる可らず是れ本條ニ文武の官職に任じ又ハ其餘の公務に就くは日本臣民の權利とし又各自均等なるべきことを示されざる所以なり然れども日本臣民あるが故に何人も直ちに任用を得べきもれ

と思惟を可らず官職に任じ公務に就くハ夫れ相當の藝術を要するものなり是を以て政府は各種の職務に適當なる任用試験の方法を一定せらるゝが故に此は試験に向つて合格の証を得るを要せらるれば登任を望むも採用せざるとはたと例へば奏任判任の官吏たるもの文官試験に應ずべく府縣會の議員たるもの夫々當選の手續を経ざる可らず是れ本條前段の制限ある所以なり然らば本條の權利は法律語ニ所謂權利をあらわして單に能力を稱すべきものあらん

第二十條 日本臣民ハ法律ニ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

〔釋義〕 兵役は人の最も惡之又最を恐るゝ所なり兵役を避るんが爲め刑律に觸るゝもの予輩往々之を見る軍務に從ふは人の榮譽にして又國民の特權なりとの寧ろ机上の議論と云はざる可らず今日の狀勢に依りて之を察するに兵役は人生の一大災厄なるか如し然れども國家の体面を維持し國家の威權を張らんと欲せば兵制を維持する可らず世をして聖賢此集體ならしめば知らず若然らずんば兵制をくして國家の安寧を維持し得らるべきものよはあらざるなり是則ち軍事の今日止む可

らざる所以とす人或は兵は自由の仇敵なりとし兵制は自由を亡ぼすものなりと論ずれども手盟を以て之を觀れば兵の反つて自由の保護者あるを知る今試々に外寇我を逼り凶賊隙を乘したりとせよ何れ手段に依つて克く之を防ぎ得べき兵力に依るの外他は其術なかるべきなり故に編軍練兵の事は國家防禦の爲め自由保護の爲め人生に欠く可らざるの一大要具とす

然れども兵役は人壯時より當り若干年期の間其職業を奪ふものなるが故に軍旅編制のこと最も注意を要せざる可らず或大家は小學の科より操練を加へ服役は豫習となさしむべしといへり蓋し又年期短縮の一方便あらん彼の兵數三十萬服役年期七ヶ年世界其敵なしと誇る如きい寧ろ國家萎靡の基たらんものと

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

〔釋義〕 前條に於て兵役の止む可らざるを説きたると同しく一國を維持する爲めよの人民は進んで之れを政費を供せざる可らず國用を供せずして國家に保護を望まんとするは條理に適應せざるものと、是れ本條に於て臣民の納稅の義務あることを

を言明せられたる所以に然れども各人の納むべき租額の割合及び貢納の時期方法等と關したる詳細の規律は別な法律を以て之を定むべきものあり故に本條前段の法律の定むる所を從ひ規定せられたり尙ほ租稅に關する原理は第六章に解釋に入るを俟つて更に説明する所あるべし

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

〔釋義〕 居住及び移轉は自由は或は之を動行の自由と云ひ人れ生活に切要なる關係を有するものと已れ此欲する所に居り已れの願ふ所に至り往來去就自由として茲に初めて人生に快樂を得らるべきなり故に人其の生を樂み又其の業を安んずるを得今若し居住の制限を設け移轉の自由を奪却せられれば取も直さず人の人たる所以の能力を失ふもの之吾人また生きて何をかせん是れ動行自由に重んぜざる可らざる所以にして又特に憲法の正條に明掲せられたる所以あらん然れども此の權利を行ふにまた法律の範圍に於てせざる可らず何となれば國家の安寧を計る爲め

又は行政上の取締を以て各人自由の一部を制限すること必要な場合もあるべし
ればなり若し然らずして各人の自由勝手は一任するものとせば一國の警戒を得て
なし克つざるに至らん是豈望むべきことならんや是を以て國家の安寧を欲し又國
家の保護を希ふものは時或は自由の一部を制限せらるべし是れ人民が兵役納税
の義務あると同しく國家維持を爲め止む可らざるの制限とぞ

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニアラスシテ逮捕監禁審問處
罰ヲ受クルコトナシ

〔釋義〕前條は居住移轉に關する日本臣民の權利を示し本條は身体安全の權を確
められたり蓋し身体上の安全權とは不當なる他人の箝制を受ざるの權利にして
人として當然有すべき所謂人生固有の權利を云ふ則ち本條も定むる所の法定に依
らざる逮捕監禁を受けず及び審問處罰を受けざるの權利は取りを直さず身体安全
の權利を意味す惟ふは此社會に在る人の最も重んじ又最も愛する所のもの心身
の自由も若くはあし而して心の自由の人之を抑へんと欲して抑ゆる克はず窮ん

と欲して奪ふと克つて其思ふ所を思ひ其願ふ所を願ふ吾人の心願實は自在あり教
義之を信するを得べく又信せざるを得べし吾人心の自由は天地に彌り六合に達し
曾つて他人の制肘を受くることなきあり吾人の心神の實は無上安樂あり然れども
人の身体は有形なれば或は不法の干渉を受くることありしとせし是を以て嚴正なる
方法に依り特は其侵す可らざる所以を表明するにあらざれば吾人の一日も其堵は
安んずる克はざるあり抑も人は其身の自由安樂を全せんが爲め其業を營ぎ其藝を
學ぶ然るも今若し暴虐なる政治家あり汝の身軀は自由ならず時或は侵さるゝと
あるべしと云はば何を樂んて人其業を安んじ其藝を學ばん斯くて人の人權の原理
は反するはとあらそ社會組織の目的に違ふものと云ふべし身體權の重んずべき夫
れ如し此れ我憲法の正條を以て特に其安全あるを保障せられたる所以あらん歐
洲各邦の憲法も就ひて見るも身体上の安全の特に之を重んずるの用意あるか如し
今試みに一二の例を擧げば 寺國憲法第五條は人身の自由は保固なる旨を示し又
法章の規定約束を以てとるにあらざれば如何なる場合と雖も制限を受るゝとなき

所以を明せり英吉利の憲法も法制に依らざるか又は程式は違ふて英國人民を拘束するは違憲の罪ありとなせるか如し其他白耳義佛蘭西以下皆然らざるはなし然れ共自ら進んで國の安寧を害し法定に觸れたる場合の國家之を制止し又懲戒せざるべからず此場合の犯行者先づ自ら其自由權利を放擲したるものと云ふるを得べく又國家の其自護權を實行したるものと云ふを得べきあり本條法文の前後は法律に依るゝらして云々とあり之を裏面より推究するときは或る場合は逮捕監禁を受くべきことを暗示したるものと

次ぎは本條の所謂審問との官廳の吟味取調へを云ひ處罰は刑の言ひ渡し執行を意味す又逮捕の捕縛拘致するを云ひ監禁の自由の全部を奪ふを云ふとの一般の說あり然れども法理上如何なる程度に違反するを以て自由の全部を奪ひたるものとそやの随分議論の存する所にて又頗る研究を要すべきものなれども其詳細の説明は私犯法又刑法に於て講すべきに至當とするかもへ爰は略し

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ

權ヲ失ハサルモノトス

〔釋義〕 本條の詞訟成就ひての臣民の權利を保障せられ則ち日本臣民は民事刑事も論なく法律に定めたる手續を履んで相當裁判官の審理を請ふの權利を確められるものと固より權利あれば茲に訴權ありとは一般法律上の原則なるが故に殊更に憲法上も明揭するの必要なきが如くなれども古來政事上も關係したる事件も付て政府の裁判に附すべきものゝならずと云ひ人民は然らずと云ふて争の結果に法律の執行を妨げ政務の滯滞を來すも過ぎず是を以て歐洲今日の例に依るに憲法に正條を以て人民審判を請ふの權利を証明するの勢ひの止む可らざるに至れるが如し然而して予輩は見解を以てすれば本條の權利は單に人民自ら進んで訴訟を提起する場合のみならず政府より訴訟を受けたる場合も於て管轄外の裁判官の審理を拒むの權利をも包含するものと思考す

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ

〔釋義〕 本條の意味を平易に解釋すれば日本臣民たるも此は豫しめ定められたる法律の手續を経たる場合よりあらざれば自己の承認を得ずして住所即ち家宅を侵され又ハ捜査を受くる事となしと云ふは在り尚ほ之を裏面より脱けば臣民は其家宅より就き全能全權を有するが故に何人も之を犯す克はず各人ハ住所の自由安全ありと云ふは外ならざるなり「元來二十二條以下二十九條までハ所謂人民自主の權を表示されたるものにして其專柄の異なるを拘りらす其理ハ総て同一あり則ち人々身軀安全ハ權あると同じく家宅住所も就ひてをまた之れなかる可らず英人の條に各人ハ家宅ハ城郭なりといへる事ありて假令ハ其狭少城郭に似たるも拘りらす又溝池守兵ハ備なきも拘りらす其安全にして侵犯す可らざるの點は殆ど城郭より劣らざるを意味スシヨシヨシ玉マクナカターも依るも人民の自主ハ成法に據る場合の外ハ一步も侵犯す可らざることを申明し普魯西憲法第六條も住居は侵す可らと住居ハ侵入し住居を檢探し及び書簡文書を勾收するハ法制に依るべし、法制の規程に従ふべしあらざれば之を決行する克らざる旨を嚴戒す其他米佛ハ論を俟

たど自耳義荷蘭きた皆然らざるはあし本邦戊辰の革新より武門の跋扈其跡を收め茲に明治の政澤を浴すると同時吾人の自由幸も全きを得たるも大憲の明條を以て之れハ保障を與へられたるは實も今日ハ在り吾人豈誠感誠喜ハ至りあらざるや

第二十六條 日本臣民ハ法律ノ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

〔釋義〕 本條は臣民の文書より就き秘密の自由を確保せらる惟ふも秘密ハ人生の大要事としてまた其特權あるらざるべしと今若し恣にするべし之れが摘發をなし得べきとのとせハ吾人交際ハ途は終る絶塞したりと云ハざる可らず斯くてハ國家の進歩改良ハ大害を興ふる事か思ふハ信書の秘密ハ集會出版等の自由と相俟つて人文の進化を助け社會の改良ハ益あるものあり安らぎ之を制限するは策の得たるも此よりあらざるべし唯夫れ信書の秘密詭計ある場合ハ於て之を開き之を没し國家の書を防ぐべきにまた止を得ざる事ならん其然らざる場合ハ人の自由とあすころ正理公道に適するの事あらす國家も取ても些少弊害あるべきなり是れ本條

よ於て法律よ定めたる場合を除く外信書の秘密は侵すべきものよあらざることを表明されたる所以あらん

第二十七條

日本臣民ハ其所有權ヲ侵サルハコトナシ

公益ノ爲メ必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

〔釋義〕本條第一項は財産ヲ就ひての臣民ハ權利を保障せられ第二項は或場合お於て法律の制限を受くべきことを示されたり第二十三條よ於て身体上の權利は安全あるを確たられたれども未だ財産はもと及ばず是れ本條規定の必要ある所以なり蓋し身体の權利は安全あるも財産の保固を得ずんハ人生の自由快樂を全くしたるものよあらず是れ實ニ權利保護の政則よ背きたるのよならそ國家ハ經濟上及不利益あらん總て人の業を營ミ藝術又勵むは之れが成果の利益を以て心身の歡樂を買はんが爲たあり藝術その物の人の欲する所よあらざるあり然らば則ち法律を以て財産の安固を確め藝術獎勵の途を開くこと必要あらん若し然らすんば一國の藝業ハ日よ萎縮して殖産工商ハ終よ振はず從つて國家の稅源を失ふに至るべきは

自然の大勢あり諺よ人民の富ハ國家の富よして人民の貧ハ國家の貧なりと云ふることあり實に國家用度の足ると否とは其國人民の貧富よ依るものよあり苟と政費の不足を感せざらんとせば先づ財産保護の法を設け殖産通商を勵獎せざる可らず是れ吾輩が財産の安固を侵すは人の權利を害するのよあらす國家ハ經濟よ利あらずと云ふ所以あり

以上陳ぶる如く臣民の財産權利宜しく之を保護せざる可らず又之を保護するハ國家の經濟あるべしと雖も或る場合よ於て公益保護の爲た必要ある場合は私人の財産ハ多少の制限を受けざる可らず是れ一人が社會お對する公義務なり故よ本條第二項ハ公益の爲め必要ある處分は法律の定むる所よ依るとあり或は制限を受くべきことを暗示せられたり然れども公益ハ爲めさればとて濫りよ人民の財産を奪ふ可きよあらず必そ相當の償を供して之れと交換せざる可らず又所謂公益ハ國家の利益を増進する爲た必要有益よしと止む可らざる場合あらざる可らず彼の都府の風光を飾る爲め又は市街の壯觀を張る爲め私有の財産を没入するハ假令

ひ代償と與ふるも常は是の點れみと以て公益の名義を利用するの稍々穩當ならざるが如し公用取上げの法律を制定するもの及び之を執行するもの深く鑑とざる可らず

本條の解釋と理論とい右よて尽したり今例に依り此の條を各國の憲法に對照するに普魯西憲法は其第九條に於て私有は侵す可らず私有財産を沒收するときの全部一部に論及く法に從ひ驗証したる公益の事故を以つてとべく又其代償を前給すべし若し急要ある場合を價を前定するもあらざれば決行を可らざることを明定す英吉利憲法をマクナカーター第二十九章に法律に據らんとし人民所有の土地を奪ふ可らざる旨を示し米國憲法追加第五項は法律の手續を経ずして私有財産を取上ぐ可らざるを規定す其他白耳義荷蘭以下また同じ要とするも各邦孰れも財産の侵す可らざるを表明すると同時公用の爲めは私有の制限を受くべきことを規定す

第二十八條

日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タル義務ニ背カ

サル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

〔釋義〕

信教の自由なる可や否や就ては古來種々の議論有たれ共既は二十三條に於て陳べたる如く信教の人の心神に關し所謂形而上のとなれば之を禁せんとするも禁じ得べきものにあらず又形以下のことを支配する政府の干渉すべきも此もあらざるなり故に今日の狀勢にては各國共は信仰に制限を置かざり而して本條信教の自由とい單に心神の歸依のみを意味するもあらず信心歸依に伴ふて生ずるとあるの布教の方法葬儀の程式其他寺院を建て説教所を置く等とまた皆各自の自由を任すべきことを意味するものと解せざる可らざれば前にも述べたる如く人は心神は形を備へて之を制せんとするも制する克はず其信する所を信じ其歸する所を歸するものなれば殊更に其自由あるを表明するも及ばざるなり故に茲に所謂自由とい單に信心無形の自由のみならず教旨に從ひ有形に顯はるゝところの布教の手段葬儀の程式等も關する自由をと包含するものと解せざる可らざれば然れども其手段葬儀が國家の秩序を紊り安寧に害ある場合に國家の之れに干渉す是れ本條前段の規定する所なり

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及
結社ノ權ヲ有ス

〔釋義〕 本條の權利ハ之を約言して交通の自由と云ひ人生ハ欠く可らざるの一要
事なり試と思へ言論の自由なからんか吾人は何を以て其意思を通すへき何を以て
其心情を訴ふへき若し又著作印行の權なからんか智識傳ふる由なく發明聞まよ
術あるべし集會自由ならざれば人相親ま結社自由ならざれば事業興らず此の
自由あつて人文の發達すべく此の自由を有して社會ハ進化ハ望むを得べし今若し
是等交通の自由を奪ひ去らんり社會は木偶の集會と撰ばざるに至らん中古以還本
邦文化の遲鈍あるも其罪將門權政を弄するの日又當り交通の自由を抑壓したるも
歸せざるを得ず然り交通の自由ハ人文の消長智識の進度ハ甚なりらざる由縁ある
ものなれば苟も國家の改良を希望せば可及的之を自由よせざる可らず又人生自然
の權利ならん然れ共人民の自由ハ平穩よ之を使用すべく此自由を使用するが爲め

社會ハ妨害と與ふる場合ハ法律ニ制限せざるを得ず今之を普魯西憲法ハ照らし
て第二十七條ハ於て國民ハ言語文字印刷繪畫を用ひて自由ハ其意思を著はすの權
を有す、議院の議定ハ依るよあらざれば之れが制限を設くる克はざる言を明す
又第二十九條ハ國民ハ團閉ある場所ハ武器を携ふるよとなく平穩ハ集會するの權
を有す可を定む白耳義憲法ハ其第十四條十八條十九條及二十一條に於て國民ハ總
て言論著作印行又は集會結社の自由あるよとを定め又其自由ハ或範圍内ハ於てす
べきを定むること本邦も同じ讀者就ひて參看すべし

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規定ニ從

ヒ請願ヲナスコトヲ得

〔釋義〕 國家の治安靜謐を望み法律の執行を圓滑ならしむるは官民相通じ相親と
相互の間ハ隔意なからしむるよ若くはあし民情官も通せず官故民も達せざるは上
下軋轍の基ひよして終り又國の安寧を紊り法律ハ執行も滯滞するよ至らん是を以

言論集會の權を與ふると同時に哀訴請願の自由を許し民情をして漏す所あらしむるは爲政の要訣あり古來此此理を察せず人民鬱屈の結果ハ化して鮮血とある不幸を現したるは東西の史上ハ歴々たり蓋如何なる政治家と雖も神通ハ依らざる以上ハ其明の及ばざる所其識の達せざる所あるべきハ人生の免る可らざる通患と然らば則ち其及ばざるを示し其達せざるを明よし社會の不便不都合を除かんとするは寧ろ實すべきこととして又人民の權利ならん況んや政界二三の權柄者が君權を蔑にし人民を愚し其暴怒を逞ふざる場合ハ於て其失跡を開陳せしむるは請願の途ハ超たるものあり人或ハ立憲代議國ハは請願の法を要せんと説くも其れども是元と不當の論のミ反合ハ立憲國と雖も時に或ハ失政なきを保せず又法律執行ハ同ハ當る者過誤ハ依り又は惡意を以てあるを杜ぐるの弊なしと云ふ可らず此時ハ當つて克く其冤を雪ぐの途ハ請願の外他ハ之れなるべし

我政府發シ請願條例を發シ或限度に於て上請の自由を與へられ今又大憲の正條を以て臣民請願の權利を保障せらる豈偶然ならんや然れども請願をなすハ至當なる

敬禮を表し平穩ニ其事を了すべし威力を用ひ禮儀ハ從はざるは請願の權利を濫用するものと云ふべきあり

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於

テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

〔釋義〕 本條は戰時又ハ事變ハ際し天皇陛下カ行ハせられべき大權の下には臣民の權利之れハ服從せざる可らざることを表明せられり惟ふハ事變とは第八條公其の安全を保持し又は其災厄を避くる爲め等の場合を稱し戰時とは第十一條戰を宣し和を講するが如き場合を指したるならん或人難しと曰く謹んで精考するハ右等の場合ハ於てハ勅令を發し出師を命するハ固より陛下の大權にてあらせらるハが故ハ此の大權執行の爲め臣民の自由財産に制限を受くるも固より憲法上止むを得ざる自然の結果にして恐れ多くも之れが爲め憲法の誓約を違へられたりといふべし然らば殊更ハ本條の規定を要せざるが如し然れども予輩を以て之れ

を見れば既に第二十三條以下に於て臣民は許すも身体以下財産交通等も關する權利自由の安然あるを保障せられたる以上は假令陛下の大權を執行せらるゝ場合と雖も苟も前章の制限を加へんとせば豫めに憲章の明文に依り其趣を掲げ置くこと必要ならん是れ予輩が本條を以て要用欠く可らざるの條項となす所以なり

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸

セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

〔釋義〕 軍人たるの職分を尽さしめ軍人たるの資格を全ふせしめんと欲せば軍事上の急と勢ひ特別の例規なり可らず惟ふも軍事も最も必要なる事項の信實必罰苟も假さず嚴密整肅おして威令克く行われ進退其度は適せしむるも在り故よ之を待りて普通人民と其法を異にせざる可らず軍務も従ふもの一面は軍人たるの榮譽を得べきも又一面に自由は職分を殺かるゝことあるべきの職務止しを得ざる

の結果とす例へば軍人をして言論著作印行集會又は結社其權を全有せしむるは軍紀を正せよ最も害あるべし故よ本條の條規を軍人は適用するは紀律に抵觸せざるものは限られたり

第三章 帝國議會

〔釋義〕 今よ其第三章帝國議會其大憲を注釋せんとするも當り此は議會を開くに至りたる既往の順叙を述べ我が明治維新政府其方嚮は何如ある点も向ふて直前せらるゝと示さんとす

立憲の政体を組織して廣公議輿論を取り以て上下の協同和合を致し以て内外の政治方略を論し國是の在る所を定めんとするは維新以來我が政府の取る所たるもの如し恭しく惟るよ敝聖文武今上天皇登極の始五條の誓詔を以て神明に誓ひ臣民よ布くは「第一條に曰廣く會議を興し万機公論を決す可第二條曰上下心を一よして盛ん経綸を行ふべし」と此の二條の誓詔こそ實も今日を致すの指針ふて而て維新以來我が政府も若々歩を進めて向ふ所あるの針路に由らざるなし故よ議政官

を建て上下局を開き公議所集議院等の設る議事の制も因らざるなし然るも議政の權は一時行政官の併有する所とありしもの廟論頻り動き明治五年左院下議院を興すの議を上るものありし此の時の民間も在りての政治は思想を抱けるもの未だ多からざりしを七年の廟論大も動き某々の參議は民撰議院を設けんとを建議せしより民間の政事を論ずる者日多く此の建議を贊成して速に議院を開設せんことを望み一時政論の煩紛蓋なりし然る政府は其年の五月を以て府縣長官を召集し衆庶も代りり律法を講せし次て八年四月を以て始て元老院大審院を置き其詔も言ひふと有日「朕今誓文の意を擴充し茲に元老院を設け以て立法の源を廣め大審院を置き以て審判の權を鞏くし又地方官を召集して以て民情を通じ公益を圖り漸次に國家立憲の政体を立て汝衆庶も俱に其慶願と欲と」云々と此れ實に立憲政体を立てることを明詔し給ひし日よ志を而して十一年又た地方官會議を開き元老大審の二院を以て三權分掌の制も擬するなり然とも民間の政論の日よ起り大に國會を開設するの必要を説て已ます十三年に至りて民間より書を上りて之を請願す

る者有るに至る是に於て十四年十月を以て廿三年を期し國會を開くの勅諭を下せり勅諭に曰朕祖宗七千五百有餘年の鴻緒を嗣き中古紐を解くの乾綱を振張る大政體統一を總攬し又夙に立憲の政体を建て子孫繼くべき事業を爲さんとことを期す也よ明治八年に元老院を設け十一年に府縣會を開かしむ此れ皆漸次基を創め序は循て歩を進るは道よ由るよ非ざるなし「爾萬衆亦朕が心を諒とせん願するに立國の體國各宜きを殊るよ非常に事業實に輕舉は便ならず我祖宗照臨して上よ在り威烈揚げ洪模を弘た古今を變通して斷じて之れを行ふ責朕の躬に在り」將に明治二十三年を期し議員を召し國會を開き以て朕が初志を成さんとす云々此の大詔を下すや民間の論者も大早の沛雨に於ける如く欣抃已ます年を経ると九よしを以て今日に至る國會は開設し即ち來る年を迎ふる共此の宿願を達するの境も隨するあり今や此の規定は憲法を發布し來る年よ於て開設すべき議會の開會と共之をして効力を有たしめんとするものされり苟も臣民たる者は此の大憲の治定する所あり

率由して共同和衷上の今上期民を治安ならしめんとするの敬意を奉對し下は一國の國權國光を伸張暢達して他此外邦と共對等此品位を保たんとを勉めざる可らざるあり

統治の大權ハ一國の元首固より之を總攬而せらるる者なれハ議會は臣民一般の意思を代表して元首統治の大權を實行せられんとする者を輔翼協賛し奉るべきハ實ハ其本然の務とるべし我が今上維新の始より公議輿論を廣くして斯民を共ニ國家の大慶ハ頼られんことを求め給ひし亦此ハ本務を盡さんと望ませらるゝハ外ならざるべし之を要するハ議會の本務なる者は天皇斯民を愛育撫養してその庶福を増進しその進運を扶持せんか爲メ立法の權を實行せらるべければ各その意見を吐露して提出之を輔翼協賛すべきなり

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

〔釋義〕 凡る議會なるものは一國の臣民ハ願 欲社會方種の意思を代理表彰する

ものあれば臣民の元首ある天皇は最大衆此最大幸福を増進疊加して治安を保るる

進運を扶けんとて立法の大權を實行せんとするハ當り其の提案を下して臣民を代表するものをして之ヲ意見を述へ之ヲ言論を盡くさしめ其の議決して以て可とする所此者は直之を國の成法とし臣民をし之に率由せしむる者なり又時として議會議員ハ將來於て國の成法と爲すべきものと認むる時は議案をして之を上奏し天皇ハ制可を経て以て成法と爲とを得るの權利を有するものあり議會責任の重大あるハ今更之を喋々せずして明ありとぞ夫れ議會責任の重大なるハ此の如し故ハ議員たるの責任を盡くし以て臣民の幸福を進むるハ極めて論決ハ剴當切實として時勢の緩急疾徐を視て公平ハ論斷を以て天皇を協賛せざる可らざるあり其れ然り是を以て 苟も專横急激ハ失せず怠慢粗忽ハ流れを務めて元首を翼賛するを以て己れの任と爲さざる可らず

議會を開くことを要する所以此者略々前に述べたるが如し其れ然り是を以て議院總体の議決は偏とんと無く黨すると無く極めて公平中正の論点ハ出でざる可らず然るハ一局議院即ち衆議院のみにてハ時とし其議決する所急激ハ流れ時として專

院即貴族院を開いて衆議院の議決は果して公平中正に振するや否やを視て更に其の院の可否決を取り而して後之を上奏して制可と不制可とを待たしむる所以なり衆議院貴族院の兩院の共ニ國內臣民の願欲意思を代表するものとして其の議會たるの資格を問へば兩院共同一の事務を執るとのなり唯この議員たるを得るの資格を問へば貴族院の爵位高貴の人を以て之を組織し衆議院は然らざるもの議員たるを得るの差等を生ずるものなり要するは帝國臣民を代表する議會會議なるものは貴族を以て組立たる議院と貴族は非ざる人民を以て組立たる議院との二者議決を實に帝國臣民の願欲意思を代表するものなり

第二十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

〔釋義〕帝國議會の一なる貴族院あるものは帝國臣民の中より就て高貴上流の種族

を以て組立てられるの議員たるを得るは資格選舉法とは別ニ治定せられたる貴族院令十三條の中より記載するものより依りて舉られ上ハ皇族並ニ公侯伯子男の五爵を享有せる者の中より撰擧せられたる者と國家ニ勳勞あり又ハ學識ある者より特別勅任せられたる者各府縣ニ於て土地或ハ工業商業ニ付き多額の直接國税を納むる者の中より一人を互選して勅任せられたる者の諸種族臣民を以て組織せらるるは貴族の一院ハ全く臣民の高貴者より成立たるものとして寧ろ高貴の社會を代表するものと謂ふも不可あり

第二十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

〔釋義〕衆議院は貴族院に對して臣民を代表する帝國議會の一なり其議院議員たることを得る者ハ別ニ治定せられたる選舉法百十一條の中より記載せらるる方法より依りて族に非らざるも一般人民の爲ニ公選せられて一般人民を代表する者之蓋し一國人

民下情の上達せざるは政治の紊亂を來し最良の國なれば立憲政體を以て國を成る諸國の君主の立法權を實行せんとするに當り尤も其可否及能不能を聞かんと欲する所の者ハ此の一般人民の下情あるものあり然れば則帝國議會に在りて更公議輿論を代表するの力あるものハ此の衆議院に在りて然れども此の議院の議決ハ時として急激な流れ勇往直進し失ざるの弊無しとせず此れ亦此の院に對して貴族院の設けある所以なりされば此の衆議院の議決を貴族院に移し貴族院の議決を衆議院に移し兩院の和同を以て上奏制可を仰げは更公平中正の議決を以て所謂協賛の道を盡くすと多あるべきなり

第三十六條 何人モ同時ニ兩議員タルヲ得ズ

〔釋義〕凡そ兩議院を設置する所以のものハ其の能く高貴の種族と一般の臣民の願欲意思を代表するを以て此故あり然るハ凡百の事情ハ上流の之を願欲するも平民に於て之を然りとせざる者あり平民の之を願欲するも上流に於て之を然りとせざる者あるハ勢の免れざる所あるべし然し兩院の議員ある者ハ能く各々其の

願欲する所の者に於て意見を提出し言論を吐露せんとを得るハ故に兩院とし各々其の可否を論決せまむるを以て彼の願欲は如何此の意思は如何といふとを見るを得べし然るに今假し兩院各々其の意見を異にする者ありとせんハ一体の議員を以て兩院に於て其意見を言はしめり皆ハ議事の混擾紛雜を増とのまならずして其害は各々其に欲する所にて賛成せは何れハ貴族議員の眞に欲する所あるハ何れハ衆議員の欲する所あるハ彼の欲する所と時として此の爲に妨礙せられて其意を達せざるを得ざるの患なしとせずされハ貴族院の議員たるものハ同時ハ衆議院の議員たるを得せしむ可らざるなり且兩院開會の期日も同一にして其開會亦然りされハ都合上よりするも一時兩院の議員たるハ能はざる所ありとす

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

〔釋義〕此の一條ハ立憲政治といへる政法を以て國の體を成せる骨髄とも謂ふべき憲法あり讀者は第一章第五條の明文を記應するならん曰く「天皇ハ帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ」と又同章第六條の明文を記應するならん曰く「天皇ハ法律

民下情の上達せざるは政治の紊亂を來し最末原因なれば立憲政体を以て國を成する諸國の君主の立法權を實行せんとするに當り尤も其可否及能不能を聞かんと欲する所の者ハ此の一般人民の下情あるものあり然れば則帝國議會に在りて更なる公議輿論を代表するの力あるとの此の衆議院に在りて然れども此の議院の議決の時として急激な流れ勇往直進し失するの弊無しとせず此れ亦此の院に對して貴族院の設けある所以なりされば此の衆議院の議決を貴族院に移し貴族院の議決を衆議院に移し兩院の和同を以て上奏制可を仰げは更公平中正の議決を以て所謂協賛の道を盡くすと多あるべきなり

第三十六條 何人モ同時ニ兩議員タルヲ得ズ

〔釋義〕凡そ兩議院を設置する所以のこの其の能く高貴の種族と一般の臣民の願欲意思を代表するを以て此故あり然る凡百の事情ハ上流の之を願欲するも平民に於て之を然りとせざる者あり平民の之を願欲するも上流に於て之を然りとせざる者あるは勢の免れざる所あるべし然し兩院の議員ある者の能く各々其の

願欲する所の者に於て意見を提出し言論を吐露せんとを得るに故に兩院を各々其の可否を論決せまむるを以て彼の願欲は如何此の意思は如何といふとを見るを得べし然るに今假し兩院各々其の意見を異にする者ありとせん一體の議員を以て兩院に於て其意見を言はしめり當り議事の混擾紛雜を増そのまならずして其害は各々其れ欲する所にて賛成せば何れも貴族議員の眞に欲する所あるに何れも衆議員の欲する所あるに彼の欲する所を時として此の爲に妨礙せられて其意を達せざるを得ざるの患なしとせずされに貴族院の議員たるもの同時衆議院の議員たるを得せしむ可らざるなり且兩院開會の期日も同一にして其閉會亦然りされに都合上よりすると一時兩院の議員たるに能はざる所ありとせ

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

〔釋義〕此の一條ハ立憲政治といへる政法を以て國の体を成せる骨髄とも謂ふべき憲法あり讀者は第一章第五條の明文を能慮するならん曰く「天皇ハ帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ」と又同章第六條の明文を能慮するならん曰く「天皇ハ法律

之條可也其の公布及執行を命ぜりて第二章に於て臣民に權利義務を決定せる
 條文十五條を讀過するの間は於て屢々此の法律てふ二字は出逢しならん而して是
 此法律を立つる者は何人か法律は如何にして立憲國を行はるゝか其れ法律の定ま
 りたる上は一般の臣民たる者への之を對して如何なる權利と義務ありて之を遵奉率
 由すべき者なるか此等の問題の既前章に於て之を了解したるあらん蓋法律なる
 ものは臣民一般の間は於て一人一個若くは相互の間に行はる可き權利義務を指示
 するの規則あり約束なり第二章に於て治定せられたる臣民の權利義務なるもの
 此の法律てふものあれは其の活動を得るものなれは法律として確固不磨なら
 しめば一國の治安万民の自由皆之より生ずべきなり
 この法律を立つるの大權を有すべきも何人あるべきか一國の元首たる君主の
 專有すべきものなるか否相聚りて國を成せる臣民に特有すべきもはなるる二者共
 ん之を專有特有すべきも非と此の大權は君民の間は於て之を有するを得べくして
 君主是の權を實行せんとすれは其の法案を議會に下して議會の協賛を得て始て國

家此成法と爲すを得べく臣民此の權を實施せんとすれは其の議決と君主より上りて
 君主の制可を得て始て國家の成法と爲すを得べく此れ立憲の政体を行ふ大本領の
 在る所とす第一章第五條は天皇の立法權を以て立法を實行するを得るとを明示せ
 り而して本條の臣民の立法職に居て立法を實行するを得るとを明示せるなり此の
 二條を對照すれば立法の事天皇は在りて議會の協賛を以て之を行ふを得而し
 て議會は在りて天皇は裁可を以て之を行ふを得るとを了知すべし
 而て此の憲法を發布するの御告文を拜誦するは曰前略願するは世局の進運は廣
 り人交の發達に隨ひ宜く 皇祖皇宗の遺訓を明徹し典憲を成立し條章を昭示し
 内は以て子孫の率由する一門と爲し外は以て臣民翼參の道を廣く永遠に遵行せし
 め益々國家の丕基を鞏固し八州民生は慶福を増進すべし茲は皇室典範及憲法を
 制定す 下略 宸衷煥發燦として火を觀るが如し恭しく惟るは我敵聖文武 皇帝
 陛下は復古の大業を成し維新の洪模を垂れ給ひてより乃ち立憲の制度よりて斯
 民も與ふるは參政の權を以てせんとすや是の大憲を下し將は議會を以て立法の

るに無し威徳深仁誰か復た 聖恩の優渥なるを感泣せざる者あらんや嗚呼余輩臣民の權利義務は此れ法律に依りて益々鞏固なるべく而して國家の安寧福幸は此の法律に依りて益々増進せし國勢是に因りて愈張り國威是に因りて愈伸ぶべし然らば則何ぞ誠忠純良の微衷を盡くし以て協同翼賛の大道を致し邦家の洪澤を報せざる可けんや

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各自法律案ヲ提出スルコトヲ得

〔釋義〕 前條已に説明したるか如く帝國議會貴族衆議の兩院は天皇或は奉勅大臣の提出したる法律案に對し其の可否を討論して決議の上を待たば政府より提出せるも非を以て議院より之を提出せざる可しされは兩議院なるものは立法の大權を保有し給へる天皇のその大權を實行せらるんとする者も對し

るの可否を論斷して其の可ある者ハ之を其の否なる者ハ之を替て公平中正の論決を以て一國元首臣民の康福治安を増進扶持せんとするもの者も對して協翼賛の權を有するものと故に兩議院の立法の權を有せず雖立法の權を有する天皇は之を實行せんとするも當り其可ある者を視て之は協賛するの權を有せるあり然と亦議院より議案を提出し天皇は制可を仰くとあるも拘はらず總ては法律案ハ天皇より出づる者と雖も議院の之を議決して協賛せし者に非されは天皇と雖も決して之を實行して法律に爲し給へぬとは前條正文の明示する所と故に議院の立法の權を有せずと雖之を實行すべきと否との議院議決の何如も因る者とす

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

〔釋義〕 前條已に兩議院の政府の提出する法律案を議決し及各自法律案を提出するとを得るの正條を掲くして政府より兩議院に提出したる法律案の兩院の議會に

付したるは甲院の之を議決して可なりとせざるも乙院に於て此法案を否決する場合を生したる時はその法律案を再び同議會に期日中より於て之を提出することを得ざるものとす政府の提出したる議案此の如し然れハ議院より提出したる議案も亦此の如くなるべし然れども議院法の第五章第三十條ハ正文より曰く政府は何時たり共既に提出したる議案を修正し又は撤回することを得と此の條文に依れハ未だ兩議院の議決を経ざる政府の提出議案は之を修正したる時は前提出の議案より非して自から別の議案と見做すことを得べし故に修正議案されハ同議會開會期中より於て之を提出するに於て之を益し後の修正議案は始めて議院に提出したる者と見做すべし故に之をして再び提出したりとハ謂ふ可らざるなり又同法第十二章第五十四條より曰く甲議院に於て政府の議案を可決し又ハ修正し之を議決したる時は乙議院に之を移すべし乙議院に於て甲議院の議決に同意し又ハ否決したるときハ之を奏上するべし同時より甲議院に通知せし此の條文に政府の提出したる議案を兩院の一に於て否決したる場合の關係を知る可し同法第五章第三十一條より曰く凡て議案の最後議決したる議院の議長ハ國務大臣を経由して之を奏上せし但し兩議院の一に於て提出したる議案にして他の議院に於て否決したるときは第五十四條第二項の規定との其否決したる互に通知するを謂ふ此の條文は兩院の一に提出したる議案の一院に於て否決したる時ハ關係を見るに足る

凡て提出したる議案の兩議院の一に於て否決したる者ハ其同議會開會期中より於ては議員ハ意見は時日の履少なるを以て之を變更すると無るべし故に一たび之を否決したる者を再び之を提出するは徒ら議事の煩雜を生ずるものあり故に本條の正文を明示せるなるべし然れども其議案にして必要の者と認むる時ハ政府ハ或は之を修正して新たふ之を提出するに於て之を且否決の議案と雖も時勢の變動に因りて之を提出すべき必要ありと認むる時ハ同議會開會期中之を提出せずと雖既に閉會したる翌年の開會に於て之を提出するに於て之を要するに否決したる議案を再び提出するハ議事の煩雜を生ずるに似しとして其の効力を見ざるを得ざるを以て此の條文を明示せしむらん

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政
府ニ建議スルコトヲ得但其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於
テ再ヒ建議スルヲ得ス

〔釋義〕 議院法第十一章第五十一條曰「各議院上奏せんとするときは文書を奉
呈し又ハ議長を以て總代とし謁見を請ひ之を奉呈するを得各議院の建議ハ文
書を以て政府に呈出せ可同第五十二條に曰各議院は於て上奏又ハ建議の動議ハ三
十人以上の賛成あるは非されは議題と爲すことを得」と此れ兩議の上奏及建議
を爲す時の手續とす此の手續を経て兩議院ハ各々既成の法律上ハ付て或ハ其他百
般の政務上ハ付て其ハ意見を上申するの權を有す但其の議案の採納を得たる者ハ
或ハ政府の議案として更ニ之を議院に提出することあるハ然せざる者と雖も其の
採納を指令すハしと雖も若し之を採納せざる時の議院は同會開會期中ハ於て再
ヒ之を建議するを得ざるものと此れ亦前條ハ政府に提出せざる議案を議院の一

ニ於て否決したる時は之を同會期中ニ於て再ヒ提出せざると同一般の理由なるべ
し

第四十一條 帝國議會ハ每年之ヲ召集ス

〔釋義〕 帝國議會ハ來る明治廿三年を以て始て之も開會すべし此の年より本法は
有効のものとれたると勅諭ハ因りて明かなり二十三年以後ハ毎年議會を開ひて議員を
召集せし蓋し天下の政事ハ其行はる千變万化よし朝の以て是ととる所も殆
んど其れ夕を計る可らざるものあり故ニ毎年之を召集して議事を開くは誠ニ其の
變化ニ應ずるニ於て適當の事と謂ひべし議會召集の法ハ議院法第一章第一條ニ
帝國議會召集の勅諭ハ集會の期日を定め少くとも四十日前ハ之を發布すべし」と
而して帝國議會ハ來廿三年を以て始て之を開く者なるの故ニ兩議院の成立も亦來
年ニ在るべし議院法第五條曰「兩議院成立したる後勅命を以て帝國議會開會の日
を定め兩院議員を貴族院ニ會合せしめ開院式を行ふべし」と

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於

テハ勅令ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルベシ

〔釋義〕 毎年召集せる議會開會期限の日數は三月九十日を以て常期とせ共此議事の掛取如何よりて稍繼續して之を會期すべき如き場合又は會期將に盡んどざるに當りて更に重要なる事件の頓生し來るる如き場合その他千種万別なりと雖も尙るる場合は出達ふときは帝國議會ハ天皇の勅命よりて其れ會期日を延長して或ハ百日に至るや百十五日に至る可らずと雖も其の必要の爲に延長とるを得るなり但此れ延期は議會自から之を延長とるの權なしと雖も其の必要と否とは議會の會議に於て之を議決するに有りて知るべし

議會開會期限は九十日を以て常會ハ期限と定められたり然も若し議事の都合よりて案外議事の掛取り遅く遂に三月を終るに及ぶも其の閉會ハ常會式の如く勅命よりて兩院院會は於て之を舉行し而して議案建議請願の未だ議決に至らざるものハ直之を棄て後會に繼續せざるものとす此事の議院法の第六章第三十五條ハ明示せり但同法第四章第二十五條ハ「各議院は政府の要求に依り又ハ其の同

意を経て議會閉會の間委員をして議案の審査を繼續せしむるを得」と此ハ議會閉會の間も政府の要求及同意ある時は議案を審査することを繼續するものにして本條延期の類よりざるなり凡て延期したる議會も開會期限中の會議と資格を同ふとるを得るも此れ其決議は有効のものたる論を俟たざるあり

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ニ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

〔釋義〕 議會は通常會の期限を九十日と定められたれ凡て天下の政事は變化極り無く如何様なる有様を現出するに固より前定す可らざるなり若其の生じたる事變をして緊要至急に議せざる可らざるの必要ありと認むる時は政府より其の場合にて閉會中と雖も再び議員を召集して臨時の會議を開くとあるべし但るの開閉停止解散とも皆勅命を待つて之を舉行すると通常會に如し此の臨時會にて議決したる

も固より通常會の議決の如く法律上よ於て同一は効力あるものとす

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

〔釋義〕帝國議會ハ貴族衆議の兩院を以て之を組立たるも元來臣民を代表するハ同一の者たるを以てその開會を或るや同時あるべく其の閉會と亦同時なるべく而して或は必要の爲メ會議の延期をとるも亦其は延期を同ふし時として會議を停止するとある時も亦之を同ふすべしとて其の同性質の議會あるを以ての故メ一方を開き一方を閉つ可らと一方の延期するメ一方の延期せざる等の齟齬ある可らず必ずや勅命より同一の時日を以て其の開閉停止延長の期を齊ふすべきなり
本法第一章第七條は天皇は衆議院の解散を命ずるの權を有し給ふことを明示す此は

場合も隨ニ衆議院ハ解散を命せられざる時の衆議院は直ニ解散を命ずるハ衆議院已ニ解散せられたる時は貴族院は固より獨り開會を命ずるもの非ず其の解散の日は即ち此の停會の期と知るべし蓋衆議院の議員ハ人民の公選を以て組成せるも此なるり故メ之を解散するは天皇の勅命に依る可しと雖も貴族院ハ皇族 有爵者及勅任の議員を以て組成せるものあるが故メ之を解散すべき理由無き故メ衆議院は解散せらるゝとあるも貴族院ハ解散を命ずること無し唯衆議院解散せられたる時は議會を停止して更ニ衆議院新たニ議員の組成開會の日を待つて復た開會を命ずべきものとす

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以テ新ニ議員ヲ撰舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

〔釋義〕解散といふ組成の反對辭にして人民より公選して是の衆議院を成すもの之を組立させたる議員を解き其の元の未だ職院を成さざるもの如くするの謂なり然

も解散とは破壊廢滅をいふ意味を有するも此非ず故に議員を解散したりとて復た議員を召集せすと謂ふは非ず唯其の議員の議決せし所の者の大は興望を反し時論に戻る時は一般人民の意は合はざるの患あるを以てある場合に臨たて天は即ち其皇の主權を以て之を解散することを勅命し而して人民をして更な議員を公選せしめて再び之を召集し議會を開るも蓋し議會の議決をしる大は民心に合せしたんとを欲せしなり其の新な議員を公選せしめ議會を開らしむるは解散を命したる日より算して多くとも百五十日即三ヶ月間於て之を召集するなり議員は立法は職を居るものなり重要は位地に立つ者なり一國重大の政務を擧ぐるものあり故に立憲の諸國お在つては議員を公選せるは事体の關する所願る大ありとす誰能く之を進めし此の位地を立ち此の職を居り此の政務を擧げしむる者一國の公民是あり然らば則公民は能く立法職を組成するの權を有するものなり誰か誰く之を退けて此の位地を去り此の職を罷めて此職權を解者一國の元首是なり然らば則元首は能く立法職を解散せるは權を有するものなり蓋し之を組成し之を解散するは事体の關する所共にななる者にして政体の職を當る者非されは之を動かす可らざるあり夫唯之を進むるは人民の公選お出つ可くして誰か之を争ふものならんや之を退くるに至りては政務の一部を分掌する行政官は當る可き所非ず然ども推して立法は職に居らしめ而して又之を退くるは僭越の業にして重要の位地を立つ者を待遇する所以非ざるなり故に公民は能く之を進むへし之を退らしむるに至つては立法官職の上は位して其の權を行ふもの非されは不可なり此れ國家爲政の秩序に於て其宜を得たるものあり故に國會解散の權は獨り一國元首の特權と歸せざるを得ざるより此の如くする時ハ政本の任は天皇と公民と共之を平分し而して社會の秩叙之は因りて乱れず國家の安寧之は因つて全し然りと雖も之を解散するは一國公民の興望を反し時論を戻るを以てあり而して新たよ之を召集して興望時論の向ふ所は於て重大は政務を擧げしむる實は安寧を保持し幸福を増進するに於て蓋し已む可らざるものとす

第四十六條 兩議員ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非

ザレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

〔釋義〕 兩議院の議員の實に一國臣民を代表するものあれば其の議決する所は即ち一國臣民を會合して其の意見の在る所を示す異ならずと謂ふも不可なし貴族院は在つて其の議員たるもの皇族公侯爵然らざれば伯子男同爵中より選舉せられたるもの然らざれば勳勞あり孝職ありて勅任せられたる者も非しや衆議院は在りては其の議員たるもの學職あり經歷あり資産を蓄へ名望を積み各々其の公民此爲は推擡せられて多數臣民の權利義務を負擔して立法重要な職を居り大權を協贊するの任を帶ふるものも非すやされり兩議院議員たる一身は實は多數の臣民を代表するものあり此の有數の議員をして多數の意思を願欲を表明せしめんとするは當り其の出席の議員をして一員たる尙欠く可らそ何ぞ況んや欠員の多きと半數の上に出づるよ於てとや然れども議事の警緩すべからざるの場合よ於て議員總數の三分の一以上出席する時の直よ之を開いて議決を爲すことを得るものとす出席員三分の一以上は達する時よ於て可否を決するハ總數出席ハ可否を決するよ異なら

ざるものとす即ち下條正文の明示する所の如し若し欠席議員三分の二以上は達する時の議會の停會を爲るものとす停會の後再び開會する時は前會の議事を繼續すべし

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキ

ハ議長ノ決スル所ニ依ル

〔釋義〕 凡て議事の議決を取るは際其の可否を決するは議員總數の半數を以て標準と爲し半數以上ある時は之を議決とするなり半數を算するよ比較多數あり過半數あり比較多數の僅るよ半數より上り此れ彼れより履よ多きを云ひ過半數の總數の半より上ると多きを云ふ本條正文の過半數といふ二分の一以上の義を意味するか如し若し可否の平分する時の一は議長の特權を以て之を判斷し其の一を取つて議決とすることを得るものとす

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求亦ハ其ノ院ノ

決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

〔釋義〕

議會は公開會議と秘密會議とは二法あり公開と隱蔽の反對として公然議場を開いて公衆をして之を聽聞するを得しむるを云ひ秘密とは寧隱蔽の意味を含有して其議事の公然と公衆の傍聽を許す時却て治安を亂るの恐れあり或は其他公開の不都合を生したる時議場を閉ちて傍聽人を禁遏せんと云ふ本條は公衆をして兩議院の會議を公聽せしむるを得せしむるを得せしむる事を明示し但書の項に於て公開を禁止せざるを得ることを明示するなり

立憲代議政体を行ふの諸國は在つて議院を公開して公衆の公聽を許すこととの通典より蓋し通常の會議は公衆をして之を聽らしむれば直接間接に一國の治安を助くると多く而して其の利する所頗る大なるものより凡そ國政の圓滑ならざるは多くは自治者と被治者との間に於て互に猜疑の心を挾むより此の患を醸せとあり蓋し猜疑の心あるものは事實を隱蔽し彼をして暗昧不明の地居らしむるか故に其の間自より猜疑の念を起さざるもの少なし下民の情は於て一たび猜疑の念を起

さばいかてか政令は圓滑を得ん故に被治者を惹き猜疑心を起さしむらんをすれば立法の職を居る議員の議會を公開して之を公聽せしむるも若はあし此の如くもれば公衆の政府の政令の因りて原く所を公聽するを得て其の所爲を視て當然の公事なりとせば國政自ら圓滑なるを得ん此れ其利する所は一なり議會を公開すれば公衆は議員の執職を公觀するを得而して議員も亦公衆の臨監するを以て其の職を盡して輿望を滿たしたんとを務むべければ選舉は公衆は其の公擧して已の權利を代表せざるもの、果して能く其に選に當り其の職に任ぜらるるを公けし視て公けし聽くを得るか故に其の心は於て大に安する所らしむるを得へし公衆をして議員を信せしむるに即ち議院をして其の重要な職を擧ぐるを明示せんとするあり果して然らば必ず治安を扶持するを得ん此れ其の利する所の二あり且や議會議員をして自より社會の成説を聞き已に擬議する所は意見は於て其の否なるもの之を改めて更なる善良の方案を提出するの便あるへし此れ亦其の利する所の三なり此の如く議會を公開するの利あるよ何る之を隱蔽するを之れ爲さんや是を以て

の故に何れの國よても議會を開くもの之を公開し之を公聴公視せしむるを導
せしむるを通例とせり

公開の利ハ此の如く甚れ多し然らば 則 所謂彼れ秘密の會なるものは果して何れ
爲に之を設くるや此れ亦已むを得ずして之を秘せざるを得ざるものあり彼
の内憂を鎮壓し或は外患を防禦するの時の如きハ其の議事の漏泄を杜らざる可
らざる場合を生ず可何となれハ公聴の公衆何如少なからざるを之を聴かざるも
の亦多きに非をや而して此の機密を關するものを傳播するの間或ハ虚を以て實
となし實を以て虚となし爲ハ國安を害し人心を驚らすものあらんと此れ之を秘
處として公開を禁ずるの利あるや如らざるあり此の如き場合は臨んで議事を秘密
とするものハ已むを得ざるよ出づると雖も亦之を要すると多るべし故ハ議事は
必し之を公開せずして可なり然れども屢これを秘するハ亦不可あるものあり故
ハ本條の但書は其の特例を明示し濫用之を用ひならしむるなり

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

〔釋義〕 本條は議會ハ附與するハ上奏の權利を以て之を明示したるものあり
議院法第十一章第五十一條曰「各議院上奏せむとせる時の文書を奉呈し又ハ議
長を以て總代とし謁見を請ひ之を奉呈することを得」と然らハ本條上奏の手續ハ
行政各部或ハ内閣の手を経ると雖も兩議院ハ直ハ文書を以て或は謁見の上にて之
を天皇ニ奏上するとを得るあり同第五十二條曰「各議院ハ於て上奏又は建議の
勳議 三十人以上の賛成あるハ非ざれば議題と爲すことを得ず」と然れば議員の
上奏と雖も亦此れ賛成者ハつて始て一議題とせるを得るあり兩院議會は固より立
法の職を以て天皇ニ協賛すべき重任を負へるものなれハ其の地位を論ずれば行政
各部より下らざるものと故ハ其れ意見を陳んる爲ハ必ずしも國務大臣の手を経
てきて直ハ謁見文書を奉呈して之を上奏するとを得るあり

第五十條 兩議員ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

〔釋義〕 本條ハ臣民一般ハ附與せるハ請願上書の權を以てすることを明示せるあり
凡て臣民一般の國事政務ニ就き其の意見を陳へんとするものは別ハ治定せられた

る法律は明示せる範圍内よ於て其の請願書を兩議院に呈出することを得へし議院法第十三章六十二條曰「各議院に呈出する人民の請願書の紹介に依り議院之を受取るへし」と此れ請願書呈出の手續あり而して其れ請願事件に付て議院の取扱ひは如何よと問へは各議院に之を受取りたる後同院の請願委員に付して之を審査せしめ委員特別に報告に依れる要求あり又各議院の議員三十人以上の要求あるときは其請願事件は議題となりて議場は現はれ其の可否を議決すへし或は然せるときは各議院に於て其の請願事件の採擇すべきことを議決したる上よて更に議院は意見書を附け請願書を政府に送付し事宜に依りて報告を求むるとあり此れ各議院に請願事件を取扱の方法なり而して議院法第十三章第七十一曰「各議院の各別に請願を受け互に相干預せず」と固より議員の臣民の請願を受取る場處はこれに請願者に勝手よて貴族院にても衆議院にても何れよも之を呈出すべし而して議院は又之を受取りたる以上其の議院に於て法律に依りて之を取扱ふまでの事とて一請願書に對し兩院の相参照すべき必要無き故あり

然れども此の請願事件も多少の制限ありて議員法中よ之を明示せり請願の受取る可らざるもの憲法の變更を請願する者皇室に對し不敬の語を用ひ政府又議院に對し侮辱の語を用ひたる者司法及行政裁判に干預する者法律に於て法人を認められたる者を除く外總代に名義を以てする者請願の名義に依らず或は哀願の體式に違ふもの等はなり此等の各議院に之を受取るを得ざるものとす其他請願委員の審査に於て其の規程に合はざると認めたるときは請願書を却下するものとす此等の細則に議院法に於て別よ之を定む

凡る治政を扶持せんとそれの被治者をして主治者は民意を知らしむるより大なるは無し臣民に附與するは請願の權を以てするは即ち被治者をして主治者の民意を知らしむるの一大方便と謂ふべし而して野に遺賢あり良説を擧ぐるも之れを煙没せしむるは君民共治の眞意に非ざるへし政府の請願權を附與するも議會の職事と公開せらるも亦其の良説を聽かんか爲なり願ふ今上即位の始よ首として廣く會議を興し万機公論に決すべきを以て斯の臣民に誓約せられ其の後待詔院を設けて更

よ言路を洞開せらる降つて明治十年の禮所在の總代人京より國會開設の請願書を太政官より上るあり元老院より呈するあり是より於て十四年を以て人民上書を取扱方を定め凡て一般公益に關する上書の管轄廳を經由して元老院より差出せしむせしめ上書は終て建白と稱せしむ此れ即ち請願此門を開くものなり今是の憲法を欽定せらるると當り又本條を揭示して臣民に與ふるは請願の權を以てし將は來年を期して議院を開き本條々文をして始て有効ならしめんとす然らば則明治の初年待詔院を開くの意の十四年の布告に至つて明らかと十四年の建白と稱せしむ此れ今後請願と稱せられ元老院より差出せしものは兩議院より呈出せらるるとを得るに至るべし聊の維新以降請願權を附與するに至るまでの來歴を記して本條を解するの注釋を補ふ

第五十一條 兩議員ハ此ノ憲法及議院法ニ掲グルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

〔釋義〕 本條ハ兩議院ハ附與せらるる各々其の院ニ於て其の内部を整理管理せらるる爲に必要なる諸般の規則内約を定むるの權を以てすることを明示せるなり但し其の諸規則とは必ず本法及別法治定せる議院法に掲げたる法律を除きて其餘外に於て本法及議院法等と相牴觸齟齬せらるるものに限るべし

議院をして議事ニ關する諸規則を自定せしむるは議院の獨立を全ふる議政の便宜を得せしむるものと謂ふべし此れ實に議政に關する一大要務なり時として會議の無用の決定を爲すことあり或は決定なき了はることあり或は決議急忙を失し或は遅緩を流るゝとあり此の如き諸種の弊害は實に時日を徒費し無用の法令を徒加し議會の議會たる眞實の會議を爲さざることあり若し或る弊害の生せんをそれば如何にして之を防止すべきや時として議員の正當の事故無くして登場せず或は故意に聯結して欠席し爲る議事を進捗せしめざる事あり若し或る場合に至らば如何にして之を監督し之を整頓せしむべきや其の他議事場内ニ於て發議討論可否表決の際に生ずる種々の弊害よりして議場の紛擾を起し公聽の喧擾を生ずる等の事あると

きは如何よしして之か紀律を正ふし之を警察權を實施すべきか總て以上の如き場合
 又臨んで之を整頓管理するの皆其の院の自定すべき規則無ある可らその規則を
 して嚴明ならざらしめり會議は無用の討論の時日を徒費し有用の法令を發議決定
 するを得ずしてその弊を極論されり臣民を代表すべき議會も徒らに兒戲を演ず
 るよ止まらん此の故に内部に規則を整頓して議場を靜肅し討論を暢發せしめ其の
 議する所をして精密剴切其の議決をして公明正大に歸せしめざる可らざるなり夫
 れ然り是を以て此の諸規則を自定するは議院に最大義務ありとの謂ふあり
 議院内部の整理に關する諸規則の各々其の議院に自定する所らしむ蓋し貴族院
 の自より貴族院内部を整頓管理するに於て必要にしてしうも適當の者あるべし而
 して衆議院も亦之に同じく其の院に必要適當のものあるべければ兩議院各々をし
 て其の上の都合に依りて之を定むるを得せしむるは此れ亦其の獨立を尊ぶる所
 以なり

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ

付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊
 行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ
 依リ處分セラルヘシ

〔釋義〕 本條ハ議會議員たるもの、議院外に於て言論文筆の責任無きことを明示し
 たるなり凡て兩議院の議員は其の議院に於て議員の列に加はりたる時は立法職を
 行ふの任を帯ひ其の責を尽くすものなれば言論の自由を以て意見を吐露し及議事
 の可否を表決するに如き其の職に居つて其の責を行ひ其の本務を尽くすもの
 なれど此の議院に在る時よみ此の責任あるものよして院外に向つては更此
 の責任あることなきものよす但し此の如く院外に於て無責任なるものなるも拘
 はらず自づから院内に於て吐露せざる意見なり言論ありを院外に公衆に對て演説し
 或は刊行筆記又ハ其の他總て公衆の廣聴を得んり爲す之を公布したる時は則ち國
 法を犯すものよして法律上は於て其の責を免かれざるべし此の法則は通常の議事

よして此の如し况んや秘密の會議を漏洩したる時、無論法律を以て議員其の人を問ふるを得るあり

此の如く法則を設けて院外に於て無責任の者とせざる時は院外に於て演説、刊行、筆記等の方法を以て公布したるものと院内に於てせるものと其の主旨を變し時として反對の論説を以て世間へ公布せんと無しと謂ふ可らず故に此れ法則を設けたるなり然れども議員以外の人と對し此の法則を適用するは非ざるものと知るべし議員の院内に在つて言論を吐露し意見を陳述するは其の本務たること前記述べたる如し故に院内に在つての言論の自由を實行せざるは即ち議員の自主を全せしむる所以なれば少しも箝制檢束を受くると無く商議討論の最も剴切精密を旨として自由自在の言論を盡くすこととす但し議院法第十七章第八十七條曰「會議中議員此れ法律若くは議事規則に違ひ其の議場の秩序を紊るときは議長ハ之を警戒し又は制止し又は發言を取消せしむ命ふ從はざるるときは議長ハ當日の會議を終るまで發言を禁止し又ハ議場の外へ退去せしむることを得」と第九十一條曰「各議院

よ於て皇室に對し不敬の言語論説を爲すことを得ず」と以上の二條は議院法の紀律なれば此れ如き紀律を紊るものは固より發言の自由を以て之を犯すべからざるも法律規則の許を限りは其の言論として自から檢束箝制をへうらざるあり院内の發論ハ其れ自由を以て之を尽くさしむる固より善しと雖も院外に於て之を演説し之を印刷筆記せしめハ言或ハ刑法に觸るゝと無しと謂ふ可らず故に院外に於て之を印刷公布するハ實に不可あるものなり此れ本條の明示無かる可らざる所以あるか

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關スル罪ヲ

除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラル、コトナシ

〔釋義〕 本條ハ兩議院議員たる者よ與ふるの特權を以てしたるあり立憲の諸國概ね議員よ與ふるおのの特權を以てす兩議院ハ議員とありたる上の即ち全國人民の名代人となり重任を帯ふる者あり議會を以て始終議會其の本務を認けしめんとす

るは當り名代人たる議員其の人をして始終其の本職を盡くさしめざる可らず若し
議會開會期限中は當り議員其人を逮捕して復た議會に參列せしめざる時は選舉し
たる公民の意思を代表することを得ざらしむるものあり故に開會期限中は本條明示せ
る現行犯罪内乱外患に關はる犯罪者は非されん議院外の司法權を以て之を逮捕せ
ることを得ざらしむるあり

且つ議員は與ふるは此の特權を以てせざる時は議會中よ於て其は意見を異とする
ものゝ爲に敵視せられ是か爲に其の議會に參列するの權を剝奪せんとする者あつ
て出てざるを保せし此の如き不都合を豫防せん爲に此の條文の必るれを明示
せざる可らざるなり

然れども如何に議會に參列すべき議員其の人なればとて顯然たる罪惡を犯し則ち
社會の罪人となり或は内乱外患を醸し其の隱謀反計の顯然たるもの即ち國安
を亂る罪人として此の如き現行犯罪の人を以て政治の大務を議すべき議場は參列
せしむるは議會を開いて國安を謀る所以の本旨と相反する者を謂はざるを得とせ

を以て此は條文は明示せる如く以上の犯罪人の假令其の議員となりて開會參列特
權を有せる者あるも拘はらず司法權を以て之を逮捕すべきあり
開會期限内に在て司法官其の司法權を實施せんとする時之を議院に申込むべし
議院之を承諾すれば大罪の人非ざるも直之を逮捕し治することを得べし議院之
を承諾せされは之を行ふと得ず蓋し議員は與ふるは特權を以てするは議院を重ん
ずる所以あり議院を重んずるに非ず議會をして其は獨立を全ふせしたん爲あら
ん

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ
及發言スルコトヲ得

〔釋義〕 本條は行政官は議會に對する權を明示せるも此なり行政の官吏をして議
院に出席するを得せしむるは立法行政をして併進併行せしむる所以として政治の
圓滑を得ると實は少なりざるを以てなり故に國務大臣の議會開會中の何時たり

とも兩議院は出頭して議員たるの資格を得而して其の意見を吐露せんとするとき
 の發論の自由を有すること公選議員は異なるとあると無し議院法第九章第四十二條
 曰「國務大臣及政府委員の發言は何時たりとも之を許さへし但し之か爲る議員の
 演説を中止せしむるを得ず」と正し此の條文の意と相啓發すへし然れども國
 務大臣及政府委員は其の發言の權を有するものとあつて議事表決の數に加はるを得
 ざるものと司法第四十五條に曰「國務大臣及政府委員の議員たる者を除く外議院
 の會議に於て表決の數に預らざらざ」と蓋し行政の官吏として表決に數に與かるこ
 との立法の職に居る者の可否を決するも此は權利内に闖入するの職を免れざるべ
 し故に行政の官吏の其の表決の數に加はらざるものとす

議院法を見るに國務大臣及政府委員の議院に於て發言せんとを得るは獨り本條明
 文の通常議會にとあらず委員會及兩院協議會に於ても亦意見を述べらるるを得る
 り議院法第九章第四十三條に曰「議院に於て議案を委員に付したるときは國務大
 臣及政府委員は何時たりとも委員會に出席し意見を述べらるることを得」と又同法第

十二章第五十七條に曰「國務大臣政府委員及び各議院の議長は何時たりとも兩院
 協議會に出席し意見を述べらるることを得」と但委員會兩院協議會とも傍聴を禁ずる
 ものとす而して國務大臣及政府委員は參列發言の權を與ふるもの此れ亦立法行
 政併行併進の主旨より出たるものと知るべし

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ヲ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

〔釋義〕 國務各大臣とは内閣に在つて行政諸部の首長とされる官なり現今の制度
 の内閣總理大臣あり而して宮内内務外務農商務陸軍海軍司法文部遞信の國務を執
 る諸大臣あり而して本條に内閣諸大臣の責任を明示するの法律勅令の發する時は國
 務各大臣各々其の職分權限の在る所に従て之を奉行するに故に其の責に任するを
 公けよして必そ之に記名加署せらるるものとす蓋本條の輔弼責任の四字實に我が大目

本帝國内閣國務各大臣の役目として此の内閣を名けて責任内閣と云ふなり
 既第一章の條章に於て我々帝國を統治して主權即有國の全權を統攬せら
 るゝもの我々の神聖侵す可らざるの天皇なることを明示せり然り我々帝國の政府の
 即國の元首たる天皇陛下は政府にして我政府は實に陛下に統治權を實行せら
 るべき場所柄なりと謂ふを得へし有國の全權は陛下の龍體に集りて所謂一日万機
 の諸政を統治せさせ給ひむより天工に代りて之を輔佐する者無ある可らず是を
 以て一國重要な政務の部門を分ち裁決斷行せらるるに堪ゆる者を選んで果して信任す
 るに足るべきもの之れを其の一部の首長とし行政の權を委任して之れに當らし
 む故に各大臣は天皇の行政權を實行せらるるに代りて奉勅裁行の事を掌とるべ
 し輔弼の本務に主權の委任權よりて百揆の政務を奉勅裁斷すと雖も其の首脳
 の經路を以て其支配を受けて活動せる四肢百骸は異ならず
 此は委任權よりて活動せる重要樞機之職に當る者なれば委任せられたる職務の
 一切に對して其の負擔に堪へべき能力を盡くすべきは固より論を俟たずと雖も其

の処置措辦の事務にして過誤ある時は其の任に當る大臣は過誤にして委任者の罪
 是非を然らば當務の大臣の罪を天皇に謝し其の譴責を待る過を公民に謝して冠を
 掛けて内閣を退かんと此れ之を其の責に任すと云ふ
 輔弼責任の重要なる此の如し故に此の重任を負擔するに堪ゆる者は天皇親ら之
 を信する者を選んで任するに此の責を以てすべし而して若過誤ありて罪を謝する
 時は天皇之を閣臣に諮詢し而後己むを得ざる時亦親から其の任を解くべし給
 て其の任免は天下に公けよ任せ毫も一人の愛憎の私心を其の間は扱むる無し
 此れ天皇の斯民に對する徳義上の美事と然れとも國務を執るもの、其の當を得
 ると否とは大に一國の康福安寧に於て其増進と殺滅を異にする者なれば此の職に
 該當する者を選んで之に任し其の過誤ある時は私を退けて公けに依り之をして内
 閣より去らしむるは天皇の主權を實行するに於て頗る重大なる要件といふべし

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢
 ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

〔釋義〕 本條の樞密顧問の職務を明示するに樞密顧問は樞要密勿の地位に立つものよまて立法行政の諸部を屬せざる一の秘閣とも稱すべく此の院は官制の現今の制を用ゆるなり而して其の顧問とある者は凡そ天皇陛下の諸政を擧げ給ひんとして時よ或の疑ふ所あれば乃ち此れ官に居る者よ謀議諮詢し給ふるとあるへし然る時は之よ奉對し又は重要なる國務よ就て詳審なる評議討論を遂けて議院長は其の可否を決し之を奏上するなり此れ其の職務は大体なり

天皇を輔弼するは國務各大臣の在るありと雖も行政各部の首長たるを以て其の職務頗る煩劇にして天皇の諮詢せる所よ奉對するは詳審の討議を爲さんとそれと其の暇なきを如何せん而して又疎忽簡略を以て奉對をへきよ非ざるあり是の故に輔弼の臣あるは拘はらず又別は樞密の閣員を置て之か奉對を専らふせしめざる可らず但樞密顧問は審議討論の權を有すと雖も他は國務大臣の如く奉勅執行の務無きものと知るべし

今茲は國務大臣の某々等罪を待りて内閣の進退を決せんとするものありと假定せ

よ此れ如き時は天皇の獨立の地よ立たせ給へば實は宸慮を濫まして之を如何よせし可ならんと疑ふ時の如き乃ち之を樞密顧問は諮詢し之給て其の裁斷を下し給ふことあるべし

樞密顧問の職務其れ重きと此の如しされは其の任免固より天皇親から之を主とす玉ふとのとす

第五章 司法

〔釋義〕 此章は法律の統一獨立及び裁判の公平を維持せんが爲めの原則を定めらる則ち第五十七條裁判の天皇の名を以て之を行ふは聽訟の權を統一と可原理を示し第五十八條裁判官を任免するは一定の法制に從ふものとし第五十九條裁判の對審判決は安寧秩序を害し風俗を紊るの慮ある場合の外は總て之を公開すべきものとす如きの司法權の獨立を保ち審判の公平を維持せんが爲めの用意よ出でたるものとす然而もて詞訟事件は性質よ依り審判の公平を維持せん爲め判決の迅速を得ん爲め又併せて取調の周到精密を要する爲めよは司法裁判所の管理よ屬せしむ可

らざるもの又之れあり是れ第六十條及び第六十一條よ於て例外の裁判所あること
を規定されたる所以なり例へば普魯西憲法第九十一條は商事工業の爲たの裁判所
は要する地方の法律よ由つて設置すあり第九十五條は逆罪及び國家内外の安
寧を害するの重罪よ付ては兩院の認可を以て特置法院を命とることを得とあり第
九十七條は文武官吏の瀆職罪よ就き法廷よ召喚するの程式の法律を以て之を定む
どありしか如し即ち本邦憲法第六十一條第六十二條よ所謂例外の訴訟よして審判
の便宜公正を得る爲よ特よ司法裁判所をして管轄せしめたるものとす
本邦現行の制度よ依れば人民より行政官廳對する訟詞其他商事工業よ論おく凡
百の訴訟總て司法裁判所よ於て審判すべき仕組あり唯軍法會議あり陸海軍よ關
する某々の事件を管轄するのと然れ共予輩を以て見れば行政上の事件其他商業工業
等よ關係しざる事件よして特別裁判所は管理に屬せしむべきとの多々あるを信す
惟ふよ是等の事件は適當なる組織よ依り特別審理の方法を設くべきものならん現
よ行政裁判所云々の文字は諸種の官書よ散見するところなれば他日完全なる組織

を以て之を設置せらるゝ意ならん又商工業の事件よ就ひては商法頒布の上の必ず
特別の審理法を見るからん然れども果して如何ある事件を以て行政事件となすや
又如何なる事件を以て商事とあそやの各特別法律は範圍を屬せ蓋し表面より觀察
すれば憲法第六十條は普通裁判所の管轄權の全能なるよあらざるを示し第六十一
條の司法裁判所と法律に依り行政上の事件よ就ひては管轄權を制限せられざるな
れども今又裏面から觀察すれば臣民の普通裁判所又の司法裁判所は裁判を受くべ
き權利を有すれども或事件よ就ひては例外を以て特別裁判所及司法裁判所の審理
を受けざる可らずとの制限を置きたる者とそ予輩故よ思ふ司法權の獨立を食とび
又併せて臣民は權利を重んずるの精神よ出でたるものなりと何となれば既に法律
を以て例外裁判所を設置する以上は其裁判所の管轄を屬すべき事柄は憲法第二十
四條よ依り當然司法裁判所よ於て管轄するものよあらず然るを尙ほ爰よ重ねて特
別裁判所の裁判を屬すべきもの法律を以て之を定むと云ひ又行政裁判所の管轄
を屬すべきものは司法裁判所よ於て受理す可らずと云へるは司法權獨立及び人民

權利の貴重なるを益々明確ならしむるの精神にあらざして何ぞや

此の章又關する一般の説明は以上盡きたり今又翻りて司法權獨立の利益は如何なる點に存するを論述すべし政柄之を一部局に綜合すべきや或は各部各個人に對立すべきや議論の存する所あるが故に之を益々略記するはまた無要にあらざり信す

今若し司法官は權力をして行政權の下に立ち其制御を受けべきものとせんか司法權の常は行政權の影響を受け審判の公平に終り得て保つ可らざるに至らん蓋惟に三權分立の必要は此の一部の權力をして他の一部の權力の影響を受けず各部各自に獨立獨斷して其職分効用を全らしめんが爲たり今若し甲權の乙權に下り立たる可らざるものとせん常は乙權の制御を受け又其蹂躪する所あり甲權の存する所以終り知る可らざるに至らん是を以つて各部の權力をして公平無私に其職を盡し其働きを顯はさしめんと欲せば又各自に獨立獨行して侵さず侵されず相互の分限を守らしむるも苦くはまじ今夫れ三權を擧げて之を一部局の人を俟るものとせん此の一部局の人をして公明無私の人たらしめば知らず若し然らずんば必そ其權力を濫用せん古來の實例も徴するも稍々もすれば司法權は行政權の壓するところとなり争ひの曲直の權力も因つて決するの弊を醸すも此々皆然り是れ豈社會の一大不幸にあらずして何ぞや實に生類の貪慾の其限度なきとのよして一步を得れば一步を進み取て或は止まるところを知らず故も苟も其情慾を制し其止まる所を知らざらんぞ欲せば各自も守るべき分限を畫し其界を越へざらしむる在り曾て佛國の政治家中も政柄總合の既行はれ立法權論を俟たず行政司法此權を擧げて國會に專掌し歸し世の笑を來しざる人を知るもところあり又實も其弊も堪へざりしなり是を以て文明國今日の狀勢の各其憲法を以て三權の獨立を保障し相互の侵掠を防ぐもと注意せるが如し予輩の尙ほ第五十八條の解釋に入るを俟ち司法權獨立のことを詳説すべし

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ
裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

〔釋義〕司法權を行ふは天皇陛下の御名を以てするの裁判權を統一せらるるに在り蓋し國は二法を以て古くより行はれたる。蓋しして暗に司法權統一の原理を示すが如し同じ一個の社會として二様の法律存在せば其一の必ず不正ならざる可らず是れ豈理に於てあるべきことならんや故に法律の解釋の必を國中を通じて一貫ならしめざる可らず惟ふは彼の大審院て最上法院を要する所以を其趣旨蓋し爰に外ならず夫れ然り既一國は一法なるべきことせば之れが主宰者もまた一人あらざる可らざるの條理の然らしむる所あり固より訴訟は數は千萬なるが故に一人の名義を以て審判とせばとて一人の身体を以て行ひ得べきものゝあらず之を行ふ裁判官の等級も亦れば種類とありて其數もまた夥多なり是等其數多き裁判官が或る一人の代理として實地の審判を司とるものなり所謂法律上の隱制といふ此の事を云ふなり

併て一國一法は原理に依り之れが主宰者たる名義の何人を以て適當とせざるやと云ふは天皇陛下は神聖にして又正理の源泉なるが故に法律の尊嚴を示し審判の公正を表示するは天皇を措ひて他を之れなしとの主義に基き孰れの國の法制に依ると裁判の名義者は天皇陛下に御責任を歸し奉れるが如し

第二項裁判所構成の法律を以て之れを定むとあるの深き由緒あり古來裁判所の管轄權限等より就き行政權の侵掠を受け又は當該司法官吏の専恣に依り裁判上は諸種の弊害を來したるの前例を乏しめらす是を以て立法部の裁可を経たる嚴重なる條規に依り右等官吏に對する管轄權限等の分界を明定し一步も其界を超へざらしむるにあらざれば審判の公正を得て斯を可らず是れ本條第二項の必要ある所以あり

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フルモノヲ以テ之ヲ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其職ヲ免セラル
コトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

〔釋義〕第一項 裁判官の法律に定めたる資格を具ふるものを以て任ずるは其理
ゆゑ易し則ち人の曲直を判し之れが是非を分つものなれば其任に當るもの極
 めて公正にして又極めて法律に通曉し而も明達機敏此人ならざる可らず若し然ら
 されば正直冤に鳴き奸徒横逸を逞ふする其弊なき克はす是を以て判官を任用と
 する極めて嚴重なる方法を設け其人を得るると注意せざる可らず是れ本條第一
 項の在る所以なり

第二項 裁判官の刑法の宣告又は懲戒は処分によるの外其職を免せざるは司法權
 獨立の精神を貫徹せしめんが爲めなり蓋し裁判官にして其任免賞罰は行政官の掌
 中にあるものとせば其結果は司法權を擧げて行政官に委するの外ならざるべし固
 より裁判官は接件を審明するに當りては敢て他人に制御を受くることなき理に據
 り法に照らし専獨裁定の全權を有すべきと雖も勢は屈し利は迷ふは人情の常な
 るが故に時ふ或は行政官の爲に一步と杜ぐるの弊なきを期せず假令杜ぐるの甚だ
 しきに至らざるも不利の裁判を受けたるもの必す之を疑ふならん斯くして法律

の尊嚴を損し又裁判は微弱を示すものと云ふべきなり是を以て審判の公正を保ち
 司法權の獨立を維持せんと欲せば確固不拔の法を以て裁判官たるもれと地位を安
 らせたる可らず一行政官の任意を以て其進退を恣にする如きならん法律
 の適用は到底正確なるを期す可らざるなり況んや或る事件に就ひては上請して許
 可を得るよめらされば審理も着手す可らざる如きは司法權を弄する甚しき
 もれと云はざる可らず斯る状態にて克く人民の冤を開き其枉を伸ぶるを得る
 り惟ふは訴訟者の一方が行政官應ぶるか又は行政官更たる場合は其名の直ちも其
 理を代表し争の勝敗は其名に依つて決するの結果を見るに至らん是れ豈裁判本
 旨なるか又法律の精神あるか實に之を外よしては一國の恥辱なるべく之を内よし
 て禍亂の根元ならん本邦あゝに見る所あり維新以來夙に司法制度の改良を情ら
 ず就中明治十年七月の布告を廢し司法卿をして裁判に干預せしむるの弊を絶ちた
 るは審判に獨立を重んずる一大美舉と云ふべきなり然れども裁判官に對する任免
 賞罰の二事に至つては尙ほ未だ完全ならざる所あり茲に今月大憲の明條を以て或

る案件ハ牴觸せざる限り判官の地位ハ確固不拔なるを公示せらる司法權獨立の眞
是に於て全きを待たりと云ふべし

第三項 懲戒の條規は法律を以て之を定むるハ法文の精神前項ハ同じ則ち任免進
退を行政部ハ一任す可らざるの理由ハ依り之れが賞罰もまた立法部の評決を経
る一定の條規ハ從ひ取て或は苟もせざるハ判官獨立の精神を養ふに欠く可らざ
るの要件とす

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗
ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依テ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對
審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

〔釋義〕 裁判の對審判決を公開し衆人の參觀を公許せらるハ審判の公正を保ち法律
の尊嚴を示すハ最も必要なる條件とす其理由は第一裁判官の取調を續々偏頗なか
らしむるの利益あり何となれば公衆面前ハ列坐せるときは吟味中ハ恐喝詐言を用

ひ又ハ一方の不利なる點の之を指摘し他は之を問はざるが如き不公平なる処置ハ
判官ハ於て之なし得ざる可ればなり第二証人ハ証言參考人の陳述をして正確ならし
むるハ利益あり總て人は名譽を重んじ世評を恐るゝものなるが故ハ多數ハ傍聽人
あるときは幾分の証人參考人等の良心を誘喚するも是るべきを以て自ら虚構の陳
述証言を防ぎ事實ハ眞を得るの助なりとあるべく從つて其裁判を公正適當なるを得
べきハ自然の理なり第三の利益ハ傍聽人をして法律の尊嚴を知らしむるに在り凡
て人情ハ正を好む邪を惡むと同時正邪ハ伴ふて生ずる所の結果ハ付非常の感動
を興ふるも此なれば聽衆をして裁判の敬肅杜々可らざるを感じ法律の尊嚴侵と可
らざるを知らしむるハ又司法上の一方便ならん

裁判の對審判決を公開するは以上三個の利益を有とれとも事件ハ性質に依り國家
の安寧秩序を害し又ハ風俗を紊るの恐れあるを以て此の場合ハ公開を禁せざるを
得ず是れ本條第二項の規定とる所あり而して法文に法律ハ依り又は裁判所の決議
を以てとあるハ公開を禁とる二個の方法を示したるものとす則ち某々の事件ハ限

り公開せしむべきものよあらざることを豫認し得べき場合ハ法律を以て定むべく若し又公開せしむべきものなりや否ハ時と場所との事情に依つて決すべきも然なるときは裁判所の決議一任とすべきものあらん

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

〔釋義〕 特別裁判所の管轄に屬すべきものとは果して如何なる事件を稱するやハ法律の制定あるに依らざれば今茲に明言するを得ざれとも思ふに商業工業等關する事件又は軍法會議に於て審判すべき事件の類を云ふならん要するは訴訟の性質事件の種類に依り吟味取調み特別の智識を要するが故に普通裁判所判官の審理に一任と可らざるものハ特別の裁判所をして管轄せしむべきものと解せば可あらん本條及び次條に就いてハ本章の起頭より多少の管見を述べたれば讀者之を参照すべし

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリト

スルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニアラス

〔釋義〕 本條は臣民より行政官廳に對する訴訟は事件の性質に依り或ハ司法裁判所をして管轄せしめざるべきことを表明す是れ他なし行政權の獨立を保全せしめんが爲めなり前より三權對立の必要を説きたるとき司法權を獨立せしめざれば其の働きの公正を得ざる旨を論じたると同じく行政權もまた獨立せざれば其の働きの公正を得ざるなり今若し行政上の事件をして司法裁判所の管轄に屬せしめば行政權は終に司法權の壓迫する所となり其獨立を失ふに至らん何とあれば權力を阿るは人の常情なるが故に行政官廳は不利に裁判を防ぐん爲め司法官廳に歡心を買はんことを勉むるに至るべければ是を以て三權分立を重んずるの國は司法權に獨立を許すと同時に行政權の獨立もまた之を重んじ行政事件の別な審判の方法を設くる

を常と然れども如何なる事件と雖も總て之を行政事件とするよむらざる要する
其事柄は重大にして而も三權分立を妨ぐべき事件の外は尙ほ司法裁判所をして之
を管轄せしむ故に本條中段は別は法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべ
きものあり

第六章 會計

〔釋義〕此の章は政費徵收と關する一切の原則を定むる則ち第六十二條の新
租税を科し税率を變更し又は國庫の負擔とあるべき事柄に總て帝國議會の協賛を
經べきことを定む第六十四條を歲出入豫算は議會の協賛に依るべき若し又豫算
の項目は超過し豫算外を生したる支出は後日議會の承諾を經ざるべからざる旨を
言明せらる其他第六十八條乃至七十條は於て政費の徵收に總て先づ議會の承諾を
經べきを本則とし唯臨時止を得ざる場合のみ政府は特權を以て徵收すべき
ものとせられたり此場合と雖も後日尙ほ議會を提出して其承諾を求むべきは論を
俟たず予輩は茲に至つて大息三拜以りて陛下優渥の恩饒に謝し奉らざる可らざる

ものなり先き第二章に於て吾人臣民の身体自由及其榮譽財產に向つて確乎不動
の權利を保障せられ今又此の章に至つて國家經費は收支を議決するは權利を許さ
る實は明年を期して日本の臣民は泰西文明國の人民に耻ぢざるの榮譽を得たり之
をしも大息三拜して陛下優渥の恩賜に謝し奉らんとして可ならんや今試み幕府時
代を回想すれば生殺與奪武門の欲するとある又何ぞ自由榮譽を云はん降つて維新
の更革あり吾人臣民は奴隸の苦境を出て、明治の聖世に浴するを得爾來陛下暫次
に立憲の基を開かせ給ひ茲に今年今月を以て憲法發布の大典を擧げ明年を以て實
行の期とせらるべきを命せらる噫や我日本の臣民は和氣洋々の間以て此の至大至
重なる大憲を得之を歐西人衆が命を以て買ひ血を以て求むるも此をれば其懸隔霄
壤も甞ならず微臣此の聖世に遭ひ感涙措く克は聊か衷情を陳べて天恩の忝きを
謝し奉る云爾

第六十二條 新租税ヲ課シ及税率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ
定ム

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

〔釋義〕 本條は先づ法制の原理を述べた後、法文の解釋を移らむ

扱一國臣民たるもの國家の保護を受くる代り、また其實力を應じ、國家を維持せべき經費を供せざる可らず費用を供せずして保護を望むの理は於て然る可らず然れども各目の分擔すべき額を定むるの課税上の一難問なり税法其宜しきを得れば國以つて寧らうよ税法其度も適せされば國依つて亂る實一國の治乱ハ其源を課税の當否に發す今若し徵税の科目徵收の方法をして其當を得せしめば之を負擔する其民其高きを感せざるべし之れに反して費目其直しきを得ず方法其順を誤まらば人民の之れが負擔堪へざるべし學者收税の原則を論じて言へる事あり

租税の成るべく之を納むるもの便利なる時期と手續とを以てすべし又成るべく徵收の費用を少なからしめ負擔者の納めたる金額と國庫に實入したる金額をして勉めて差違をからしむる事と注意せざる可らず云々と實然り金融も時期あり手續も煩寛あるが故に其至便なる時期に於て至便なる手續も依り徵せざれば其負擔の割合も重きを感ずべきなり加旃徵税の費用の勉めて其少なきを求めざれば其結果の政費を増し従つて人民の負擔を加ふるに至らん夫れ然り課税の極めて徵收の時期手續及其方法を撰ばざる可らず然れども時期果して便利なりや否手續方法果して宜しきを得たりや否を知るの之れを納むるとあるの人民自らも若くものなしされば人民をして課税のことを議せしむるの税法は欠く可らざるの原則ならん又一歩を進んで論究するとき納税の義務を負ふも其をして納税の事とを職せしむるの自由の原理之を然らしむると云ふも可あらんのみ

本條に關する理論の右の如し今順序に従つて法文の解釋を試せん

第一項の新し租税を課せるとい今後に設くべき新税目を指し税率を變更せるとは

現行のれ居る徴收の割合を改むる場合を稱す又法律を以て之を定むとあるが故に第三十七條は從ひ必と議會の議決を経べきものとす

第二項報償に屬する手数料といひ免許鑑札類を與ふるに依り手数料として收入したる金額を云ふ及其他の收納金とは手数料以外に收得したる總ての金額を云ひ其場合の今豫した列擧するを得ず蓋し是等は項目よしと議會の議定を要せず反つて行政官廳に委任するを便宜とす

第三項國債を起し及び豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約云々とあるが故に除外の(除く)の二字は國債の二字も關聯し國債は議會の協賛を要せざる如くあれども然らず本項は(國債を起し及)ある起頭の六字を除く外の(外)の下に挿入して讀まは其意明瞭あらん則ち豫算に定めたるものを除く外國債を起し及外國庫の負擔となるべき契約を要すの議會の協賛を要すとの文意となるべし扱又國債を起し國家の負擔を増とときは從ふる租税を増加するが故に臣民に於て之を議せしむる可らず其原理は前説きたると同じ

第六十三條 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徴取ス

〔釋義〕 前條に於て未來に課すべき新科目及税率を變更すべき場合の法律則ち議會の協賛を経ざる規則を以て定むるの課税の原理に於て然らざるを得ざる旨を論じたり然れども現行の税法は法律の力を以て改めざる限り依然之を繼續實行する所以に若し其不都合ある場合の議會の之れが修正増減をなし得べきが故に實際の不便なるべきを以てなり若し然らずして一般の課目總て之を改定すべきものとせば其煩雜云ふ可らざるものあり故に其弊害を見出したる場合も於て之を改むるものとせしめし事なきのみならず實以て便宜の處置と云ふべし是れ本條に於て舊法は之を改めざる限りは依然施行すべきものとせられたる所以ならんまた法律の原則に依り前の法律の後の法律を以て變更廢止増減をなさざる限り其効を失はざるものとす

第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ベシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

〔釋義〕 人民を以て政費を議せしむるの課税上欠く可らざる一原則なることは前六十二條の解釋より於て之を畧論したり今また本條より於て其論旨を繼ぎ歳出入は必ず議會の議決を経べき理由を確せん凡そ一國人民たるものにして政費の之を供しあぐら如何なる目的を以て如何なる場合より支出すべきやを認了せずんば政費は恰も二三權柄者の爲たし消費するの思あるべし若し果して斯る感想を起すべきも此とせば其結果の何様の現像を影とすべきの惟ふは人情は報償なき勞力を欲せざるが故に政費は國家維持の爲たしあらずして權門軍中の蓄積たるも過ぎるとの感を生じれば人民の何を樂んで其の職を執り其業を安せんや人民其職を執らば其業に従はず茲より於て國家の税源を失ひ社會維持の元資も苦むならん元資なくして社會は維持せらるべきものよはあらざるあり軍旅の事警察の事一も皆な費用を要せざるはなし費用なし茲より軍旅警察なりるべし軍旅警察なし内乱外寇交々其隙に乗せん斯くては社會の社會たる所以を全ふせざるものと云ふべし故に國用足り政綱舉らしんと欲せば勢ひ人民をして政費を議せしめざる可らず人民政費を議するときは國用は眞に國用として權門の私用よりあらざることを審みするが故に喜んで納税を諾するに至るべし茲より於て編軍警察其意の欲する所内乱跡を絶ち外寇逼るなかつひよ治國平天下の實を擧ぐるを得べし代議制度は今日も勃興する實も偶然もあらざるなり以上は單に學理を就ひて説きたるものなれども本條制定の精神また是れより外ならず讀者若し六十二條の解釋を参照せば其意益明瞭あらん本條の法文の別な解釋を要せず第一項より於て歳出入の議會の議決は附すべきものと定めたるが故に第二項豫算の款項は超過しざる支出を要したるもまた豫算外に生じたる支出あるときより於て後日帝國議會を提出して其承諾を求むるの自然の

順序あり

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

〔釋義〕 豫算を前ニ衆議院ニ提出するは其理由あり第三十四條は貴族院は貴族院令の定むる所ニ依り皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織すとあり又第三十五條は衆議員は選舉法の定むる所ニ依り公選せられたる議員を以て組織すとあるを以て見れば貴族院議員は其實一部種族代表者と云ふべくして衆議院議員を以て一般人民の代表者と云ふべきなり然らば前六十二條及六十四條此解釋於て著者の陳べたる論旨をして誤りならしめば豫算を前ニ衆議院ニ提出せるの理由は自ら明瞭ならん何とされれば租税は直接間接之を納むるものニ便利なる方向を執るべきを良策とすべきとのせば衆議院議員の一般多數納税者を代表し從つて課税の利害便否を查するも直接の關係あるものなれば先づ前ニ豫算を議せしむるの至當の順序なるべければなり又貴族院議員は於て先づ衆議員をして豫算を議せしむるときは全國多數の人民の意思は果して如何なる傾向を有するやを知

る得べきが故に従つて自己議決の参照となどを得べしされば衆議院をして前ニ豫算を議せしむるは貴族衆議院相互の便宜なるべし加旃貴族院ハ衆議過激の議決を制するの目的を以て説立せられたるものとせば先り議院をして之を議せしめ然る後慎重以つて其議を可否するると事務の順序に適したるものと云ふべきなり然れども其他此議案ニ就ひてハ衆議院必しも前ニ議決す可らず議決の性質時の便否を察して孰れヲ前ニすべきを決すべきの事

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出

シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

〔釋義〕 皇室經費は天皇神聖光輝を發し天皇は國の元首たるの實を全ふし大日本帝國統治の大權を舉行し給ふとあるの御費用なれば帝國臣民の分限として誰の其間ニ異議を陳べ奉るべき然れども世の變遷ニ從ひ或は不敬の議論を提出せるものなきを保せず是れ本條ニ於て皇室經費ハ現在の定額ニ從ひ毎年國庫より支出す

べきものとし議會は議決を要せざる旨を示されたる所以なり

然れども若し將來に於て増額を要する場合は帝國議會は協賛を要すべきものと本條未段の文意に依つて明なり惟ふは法條の精神に若し他日止むを得ざる事故より皇室經費に増額を要する場合に於て尙ほ議會は承諾を求めざるべきは無識の輩或は不敬の疑を挿むものあるべしとの用意に出でたるものならんされど我輩は以て之れを見れば斯る不忠の疑を挿まざるの事ならず或る場合に於ては尊上の御經費に於て意見を奉るは榮譽を賜はられたるに感せずんばならず

第六十七條

憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ

由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ

帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

〔釋義〕

憲法上の大權に基ける既定の歳出とは天皇陛下の特權に屬し給ふ文武官俸給又ハ陸海軍編制の費用等と云ひ法律の結果に由る歳出とは法律を執行する

に付き其結果として自然に要する所の費用を云ふ法律上政府の義務に屬する歳出とは内外國債の利息又は契約ある保護金の額を云ふ、以上の諸項に何故に政府の同意なくして廢除し消滅するを許さざるかと云ふ費用をくして天皇の大權を執行し得らるべきものゝならず又政府が法律執行に責任を盡すに付き自然に要する費用は法律の結果なるが故に取を直さず法律制定に初たし於て議會既豫認したる費用と云はざる可らんと若し又政府の義務に屬する歳出を承諾せざれば其損害を蒙るものは權利者ならん假令政府の義務は失政より來たしたる場合と雖も既存の義務を破るは理に於て宜しからざる故に本條の場合に議會は政府との協議を以て成るべく費用を減省するの途を求むべきも議會の一意を以て廢除又は削減せらるべきものゝならず

第六十八條

特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシ

テ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

〔釋義〕 經費の年度毎に騰するを通則とす何とあれば今年も必要ある費目を明年
 に至り之を要せざるとあるべく又本年も要せざりし費目も翌年に入て有用ある
 とあるべし又徴收此課目も年々變更を要するをばあるべけれあり然れども或る
 場合も於ては數年より毎若干の費用を要するものとあるべし例へば鐵道を布設
 し運河を開鑿し砲臺を建築する等此類は多くは數年限を要するものなるを以て毎
 年繼續して支出すべきの承諾を得ざれば政府は事業も着手するを得ざるべし

第六十九條 避ク可ラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲メニ又ハ豫算ノ外
 ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲メ豫備費ヲ設クヘシ

〔釋義〕 豫算の其名の示を如く事業着手前も於て凡るの胸算は依り割合を定むる
 ものなれば着手後は至つて或は餘剰を生ずべく又或は不足を告ぐべきは勢ひの免
 れざる所なり又全く豫算書もなき新費用を要すると無とも云ふ可らず故に政務の
 効績をして全からしめんとせば右等止む可らざる費用も充める爲に相當と思料を

る豫算費を置く必要なり然れども其金額は何程を以て相當とせざるや隨分議
 論の存する所ならん惟ふは是れ場合は前數年の平均に依り毎年凡そ幾許の豫備費
 を要したるやを考察せば之を決するもた容易ならんのみ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内
 外ノ情形ニ由リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ
 勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲナスコトヲ得
 前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其承諾ヲ
 求ムルヲ要ス

〔釋義〕 代議政の政務を執行するに迅速決行の便利を欠くは政体自然の弊害も
 て一の法律を布き一の事業を起さんとするよりは議會の評決に依らざる可らと議會
 の評決を取るより代議人を召集し議院を開くの手数を要すべし仮令開會中と雖も
 評議決定に至るまでには種々の手数と時間を要し事の緊急なる場合も於て政機を

誤るの恐れあり是を以て憲法の明大に依り右等の場合を處分すべき方法を一定し置くこと必要なり然れども仮令ひ時間を要し手数を執ればとて現に國會中あるに拘はらず尙ほ其議決に附せざるに代議政の本旨に反するものと云ふべし故に本條の勅命は議會閉會中にして而も議員を召集する克はざるの事情の場合に限り則ち第一項は左の條件を包含とす

- 第一 公衆の安全を保持する爲めなる事
- 第二 緊急の需用ある事
- 第三 内外の情形に因り議會を召集する克はざる事
- 第四 勅命に依る事

右第一第二第三の條件ある場合の政府の第四の條件を経て財政上必要の處分をなせざるを得然れども次の會期に於て議會に提出し其承諾を求むべきに第二項の規定するところあり若し又次は議會に於て承諾せざるときは其結果は如何なるや云ふ別は法律の制裁あるにあらざるに唯内閣諸大臣之れを責むに任ずるなりとす

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラ

サルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スベシ

〔釋義〕 歐洲代議政國の史と云へず近く我國に府縣會も設くるも議會が豫算を議定せず政務執行は少ざるに妨害を興へたるに人の知る所あり固より此場合も於て政府の処置も穩あらざる所ありたるるべしと雖も單に此の點のみを以て豫算を議定せざるに議會の本分を盡しりと云ふ可らず今試に豫算の議定なきときは如何なる結果を生ずべきかと問ふと思ふに二様の處分は出づるの外あり

- 第一 政務執行を中止する事
- 第二 豫算を施行する事

右の外議會を解散とるの方法あれども次きの議會に於て尙ほ議定せざるときに第二第三順次は際限なきを以て其結果は政務を中止するに豫算を施行するの一途

あるのニ然れども政務執行を中止せざることは到底望むべきことよあらざれば終に豫算を施行せざるの不幸を見るに至るべし是豈に多數人民の欲する所ならんや凡そ選舉人が代議人を選ぶに課税の當否を議せしめんと目的を以てするも之を議せざらしむるが爲めの目的を以てするを此の之れなかるべきなりされハ議會が豫算を議定せされは委任権限を越へたるものと云はざる可らず

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査員之ヲ検査確定シ

政府ハ其検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査員ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

〔釋義〕 歳出入の決算は先づ會計検査院を志し決算の確實なるを査定せしめ政府は其報告書と俱に議會に提出し議會は報告を得て後ち使用の方法順序又ハ決算の確實なりや否等を取調ぶべし

第七章 補則

第七十三條

將來此憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命

ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ附スベシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其總員三分ノ二以上出席スルニアラ

サルバ議事ヲ開クコトヲ得ズ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得

ルニアラザレバ改正ノ議決ヲナスコトヲ得ズ

〔釋義〕

本條は憲法の條項を改正すべき順序方法を規定し蓋し社會は變遷進化をへるものあり故に憲法をして時の民情に適し其續を擧げしんとするよハ勢ひ條章の改正を要する場合も亦るべきを以て豫め其方法を定め置くを必要あり即ち憲法改正ハ本條第一項に依り勅命を以て議院を議會に附し議會は第二項の條件を履んで可否の議決をなす茲に初たて改正の實を全ふす

改正の議院に勅命を以てするは王室の特權を重んじたるあり又國會の議に附するハ日本臣民は既に此の憲法に付權利を許されたるを以て之を改正するハ其承諾を

得されば誓約を輕んずるの嫌あるを以てあり之を換言すれば憲法は欽定あるも國
行儀の改正は人民の認諾を経るを以て正理に適すと云ふに在り

第二項 議院の各議員三分の二以上の出席ありて而も出席議員三分の二以上の
多數を得るよらざれば議決をなすことを得ざる所以は憲法改正は國家の大事あ
るが故に輕忽粗略の議を避けんが爲たり

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ズ

〔釋義〕 第一項 皇室典範は皇位繼承順序其他皇室御一家に關したる事柄のみ
を規定するを以て之を改正増減するも固より皇室に特權なるべし議會をして
議せしむるは皇室の尊嚴を保するに本旨に反す

第二項 皇室典範を以て此憲法の條規を變更するを得ざる所以は前條に於て憲法
の改正に議會の議を附すべきものと定められたる故議會の議を経ざる皇室典範を

以て之を變更するに適當ならしめて精神を出でたるものあり若し然らずんば憲法
は議會の評決を経るに及ばざるの結果を生ずるに至るべし

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコト

ヲ得ズ

〔釋義〕 皇室典範第十九條に依るに攝政を置くに天皇未だ成年に達せざるるとき又
に天皇久しきまゝの故障に由り大政を親らざるを克らざるるときに於て之を
そのと定められたり此の場合に於て憲法及皇室典範の變更を許さざるは其事件の
重大にして攝政に意見を一任すべきものよらざる必と天皇の親裁を要すべきこと
ればあり故に其改正に天皇の成年に達し給ふを待ち奉るの外あるべし

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヒタルニ拘ハラズ

此憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス

歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條

ノ例ニ依ル

〔釋義〕第一項 前ノ頒布したる法律は後ち之を廢止變更せるふあらざれば依然其効を有すべきは法律上の原則なり然らば此憲法と牴觸せざる現行の法律ハ本條の規定を要せず當然効力を有すべきも似たり然るも尙本條の規程を要する所以ハ此憲法第三十七條に於て凡そ法律は議會の議決を経べきも此と定めたる故議會の議決なき現行の法律は其効を失ふべきりの疑あるを以てならん

第二項 歳出上政府の義務ハ係る契約又ハ命令とは銀行會社等ノ與ふべき手當金保護金の類を云ふ是等の義務は第六十七條の例ニ依り議會は政府の同意を得ずして廢除又ハ削減するを得ざらしむるは權利者ハ損害を恐るればるり

俗通
帝國憲法註釋大尾



明治二十二年三月一日印刷
同 年三月六日出版

東京神田區鍛冶町十八番地

發行者 岡安平九郎

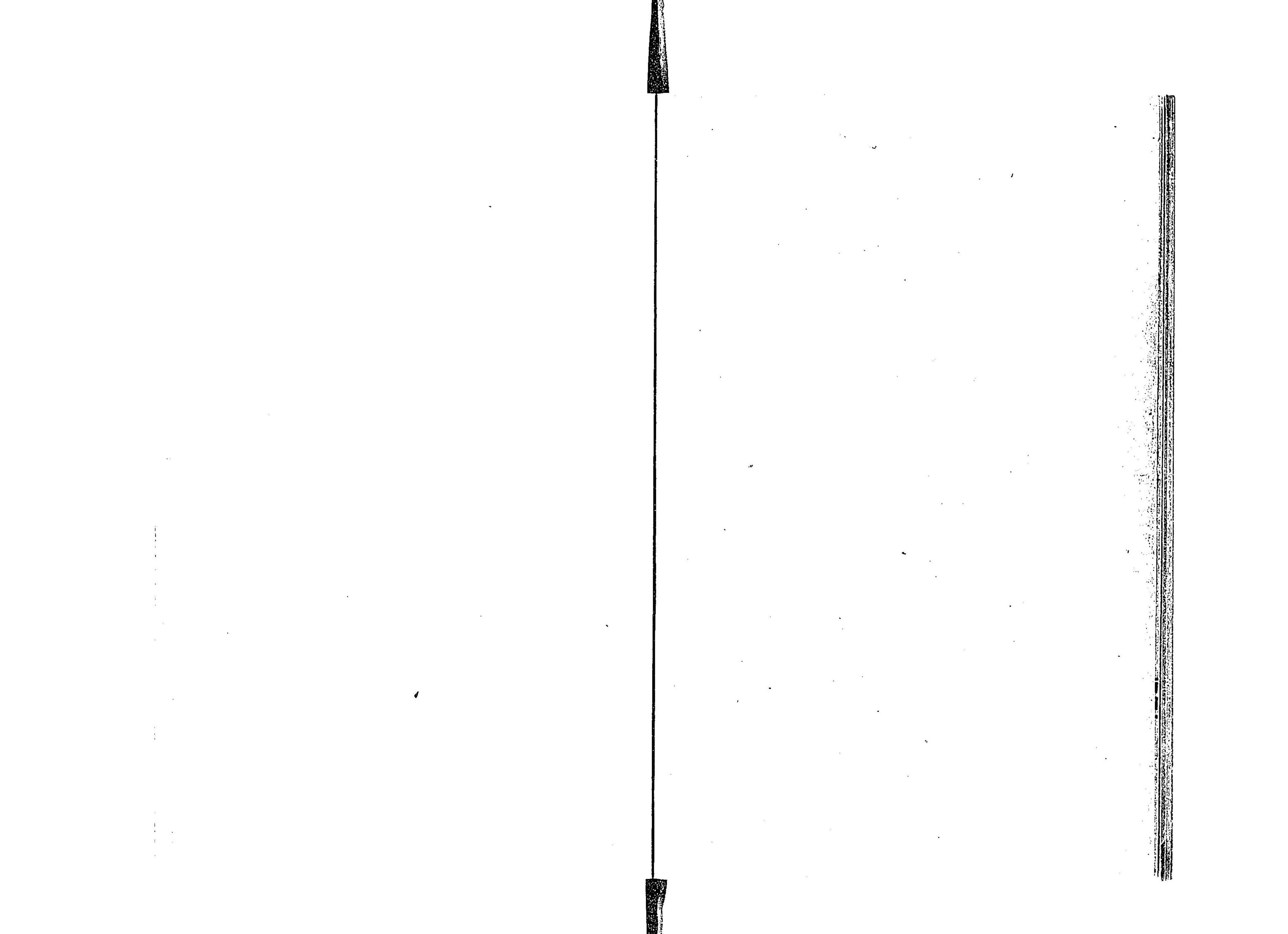
同日本橋區新石衛門町十番地

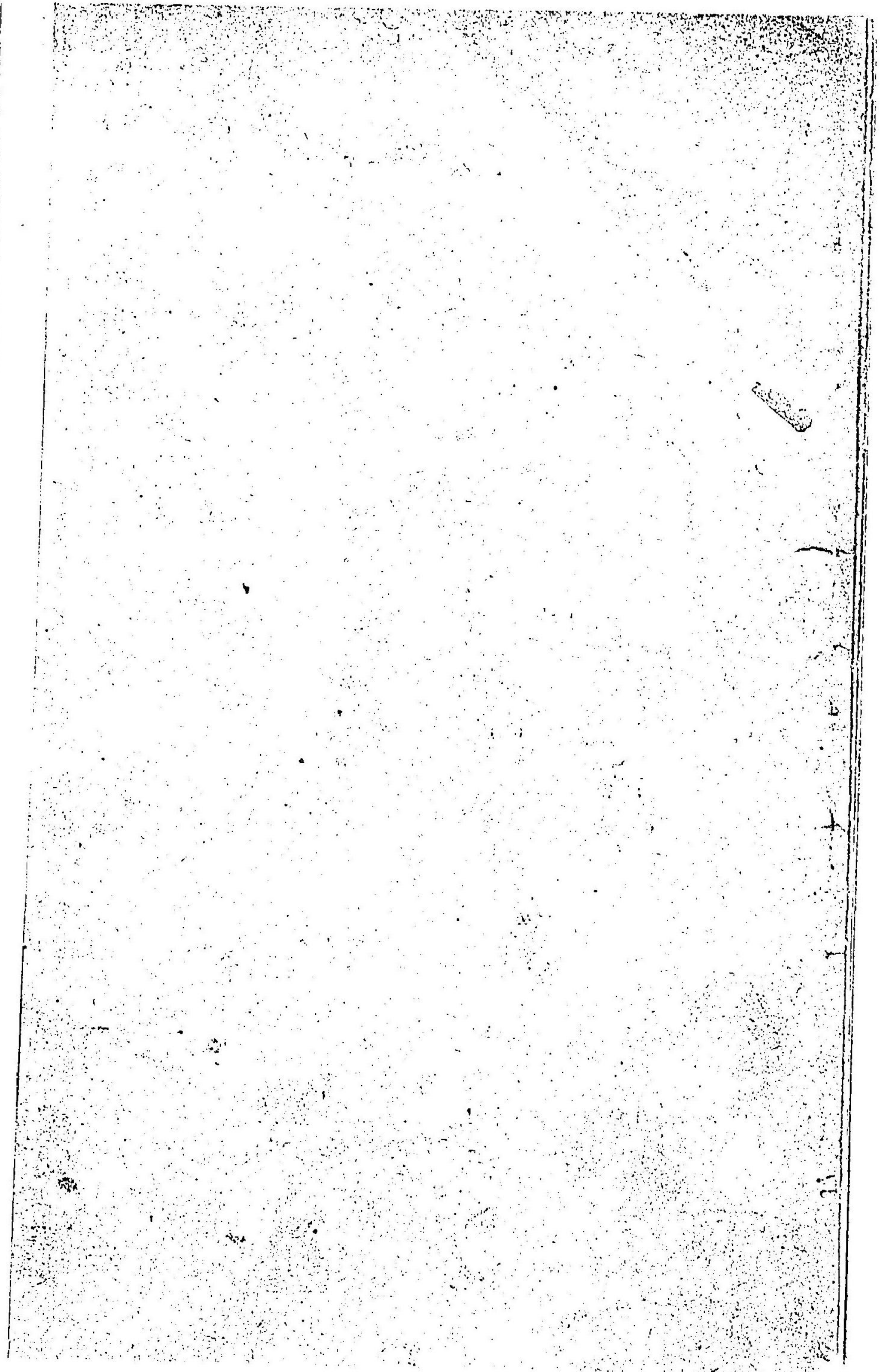
印刷者 町田宗七

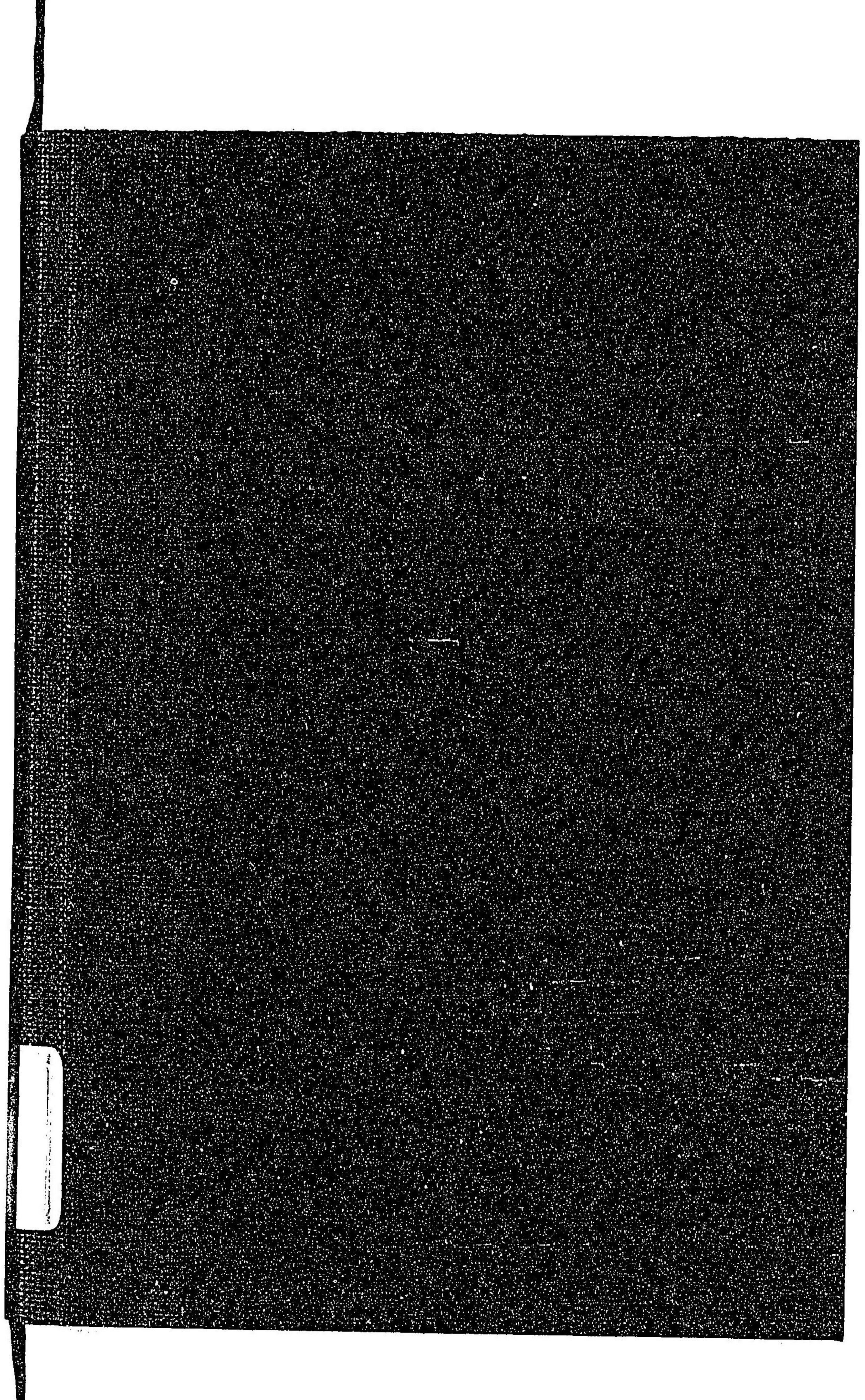
同神田區鍛冶町十八番地

發行所 幸玉堂









特16

92

帝国憲法註釈

増田隼多

国立国会図書館

031706-000-2

特16-92

通俗帝国憲法註釈

増田 隼多/著

M22

BBE-0333

